平成３０年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（継続的・効果的な法人共通認証基盤の在り方に関する調査研究）調査報告書

みずほ情報総研株式会社

平成 31 年 3 月

目　次

1. 調査研究の目的

平成 30 年 6 月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」[1]や、平成 30 年 7 月に決定された「デジタル・ガバメント実行計画」[2]等に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向け取り組んでいる。

これら計画等では、法人が電子的な行政手続を 1 つのアカウントで行うための認証システムとして「法人共通認証基盤」を構築していくこととされている。現在、経済産業省において法人共通認証基盤の構築・運用に係る実証・調査を進めている。

これまでシステムごとにアカウント等を発行し、必ずしも利用者にとって利便であるとは言えなかった従来の電子政府の発想・手法から脱却し、添付書類の削減や同一情報の提出は一度だけ（ワンスオンリー）とするサービスデザイン発想での行政サービスを実現していくためには、共通的な認証機能として法人共通認証基盤が重要な役割を担っていくものである。法人共通認証基盤を活用した行政手続環境を真に効果的な形で構築していくためには、現状で想定している機能のみならず、より有効な手段・在り方等について検討・整理し、必要なものを取り入れていくことが望ましい。

そこで、本事業では、我が国として継続的・効果的に法人共通認証基盤を運用していくため、取り入れるべき技術要素を含め法人共通認証基盤の将来像について検討し、その実現に向けたロードマップの策定等を行った。

[1] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20180615/siryou1.pdf
[2] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dgov_actionplan.pdf

2. 実施概要

我が国として継続的・効果的な法人共通認証基盤の運用を検討するため、機能拡張、運営の在り方、運用課題等について調査検討した。機能拡張等では、認証方式やプロトコル等の技術及び機能について法人共通認証基盤に取り入れるべき技術であるかを調査検討した。運営の在り方については、政府が運営する諸外国の認証基盤について特に民間利用の取り組みを調査し、我が国の法人共通認証基盤の在り方について検討した。運用課題については、法人共通認証基盤を運営するにあたり今後、課題となりえる法人代表者の確認方法やアカウントの有効期限について調査検討した。また、これらを調査するために民間有識者へのヒアリングを実施し、検討事項については検討会を開催し議論した。本報告書は、3 章に機能拡張等に関する調査検討、4 章に運営の在り方に関する調査検討、5 章に運用課題に関する調査検討、6 章にヒアリング及び検討会開催を報告し、7 章にまとめる。

3. 機能拡張等に関する調査検討

法人共通認証基盤の利便性を向上するために取り入れるべき機能について調査検討した。拡張検討すべき機能は、認証系と電子署名系に分けて検討した。認証系の検討結果を 3.1 に、電子署名系の検討結果を 3.2 に報告する。

3.1. 認証等の導入・拡張に関する調査検討

認証方式やプロトコル等の技術や機能について法人共通認証基盤に取り入れるべき技術であるかを調査検討した。調査結果の概要を以下に示す。

なお、調査検討の詳細については、認証方式を 3.1.1 に、プロトコルを 3.1.2 に報告する。

表 3-1 認証等の導入・拡張の調査検討結果の概要

項目	調査検討結果
認証方式・認証デバイスの拡張	・セキュリティ要件が示され、対応デバイスや機器が拡大しているため UAF[3]、U2F[4]、FIDO2[5]等の導入を検討
プロトコル等の拡張	・Hybrid Flow は、RP の実装負荷を考慮し拡張しない ・フェデレーションプロトコル（SAML[6]等）は、今後の要求に応じて改めて検討 ・プロビジョニングのためのフレームワーク（SCIM[7]等）は、今後の要求に応じて改めて検討

3.1.1. 認証方式・認証デバイスの拡張に関する調査検討

現状の法人共通認証基盤において実装している認証方式は、アカウント ID 及びパスワードによる記憶認証を基本として、これに所有物認証を加えた二要素認証による方式である（ただし、配布コストを鑑み、ハードウェアは用いていない）。オンラインサービスが世界的に普及し、ID とパスワードを使用しただけの認証では甚大な被害を招き得る情報漏えいやサイバー攻撃等のリスクに対処しきれない。現在、様々な認証方式が実現されているが、法人共通認証基盤においても、より望ましい認証方式を模索していく必要がある。かかる観点から、パスワードレス認証や生体認証等（例えば、FIDO 認証、WebAuthn[8] 等を想定）について、技術動向や米国等他国におけるガイドライン等について調査を行うとともに、これらを踏まえつつ法人共通認証基盤への

[3] Universal Authentication Framework
[4] Universal Second Factor
[5] Fast IDentity Online 2
[6] Security Assertion Markup Language
[7] System for Cross-Domains Identity Management
[8] Web Authentication

導入の観点から望ましい認証方式について検討した。なお、検討に当たっては、ランニングコストやユーザビリティ等、運用者側及び利用者側の双方にとって重要な観点を踏まえ行った。

表 3-2 認証方式・認証デバイスの拡張に関する検討結果

調査・検討項目	ニーズ調査※1	検討結果
認証方式・認証デバイスの拡張	ニーズ有	**UAF、U2F、FIDO2 等を検討** • セキュリティ要件や仕様が公開され、対応デバイスや機器が拡大していること。 • 同仕様や規格等に基づき認証制度が存在し、実装が確認されていること。 • 考慮：FIDO Alliance が公表している認証制度を取得したデバイス、製品を優先して選定すること。

※1：6 章に示す民間有識者ヒアリング調査の結果。

認証方式・認証デバイスの拡張については、UAF、U2F、FIDO2 等を検討した。これらの技術は、セキュリティ要件や仕様が公開され、対応デバイスや機器が拡大していること。また、同仕様や規格等に基づき認証制度が存在し、実装が確認されているため、利用者が選択しやすいという点を評価し、今後も引き続き拡張を検討する。なお、考慮事項として、FIDO Alliance が公表している認証制度を取得したデバイス、製品を優先して選定することがある。

なお、詳細な技術調査内容については、附録 1 を参照。

3.1.2. プロトコル等の拡張に関する調査検討

現状の法人共通認証基盤においては、プロトコルとしては、OpenID Connect 及び OAuth2.0 への対応を予定している。フローは Authorization Code Flow に対応している。

今後、より多様な RP（Relying Party）の受け入れを実現するため、以下についてその必要性等を含めてプロトコル拡張に関しての調査検討を行った。結果を以下に報告する。

表 3-3 プロトコル等の拡張に関する検討結果

調査・検討項目		ニーズ調査※1	検討結果
プロトコル等の拡張	Hybrid Flow	ニーズ低※2	**実装負荷（RP を含む）のため拡張しない** • Authorization Code Flow への攻撃は、利用シーンから想定し、リスク評価した結果、十分に低いと評価した。 • 現在、Hybrid Flow への対応は、費用がかかり、実装の難易度から、対応する RP への実装負荷も考慮し、拡張しない。
	他のプロトコル	ニーズ無	**今後の要求に応じて改めて検討** • ニーズ調査の結果、OpenID Connect（Authorization Code Flow）の対応で問題はない。 • フェデレーションプロトコル（SAML 等）への拡張については、想定する利用シーンが拡大した場合に改めて検討する。

調査・検討項目		ニーズ調査※1	検討結果
	プロビジョニングのためのフレームワーク (SCIM 等)	ニーズ無	**今後の要求に応じて改めて検討** • プロビジョニングについては、政府サービスとの連携のみと想定しており、民間サービスとの連携は今後検討する予定。 • 政府サービスとの連携においてプロビジョニングの要求があった場合に、その具体的方法について検討する。

※1：6 章に示す民間有識者ヒアリング調査の結果。

※2：具体的には「Hybrid Flow はあればよい。または、現時点では不明」という回答。

(1)　プロトコル等の拡張

プロトコルの等の拡張については、Hybrid Flow、フェデレーションプロトコルである SAML、プロビジョニングのためのフレームワークである SCIM 等を調査検討対象とした。なお、詳細な技術調査内容については、附録２－１～２－３を参照。

(2)　プロトコルに関する留意点

RP の実装不備を防ぐために既存のテストツールや解説文献などを参照することが必要である。

- OpenID Foundation の Certification に関するテスト項目である OpenID Connect Conformance Profiles v1.0 の参照（チェックした結果を経産省や IdP に提出する等）
- Security consideration の実装ガイドライン等の参考
  https://tools.ietf.org/html/draft-ietf-oauth-security-topics-11
- 開発者向けの実装情報（民間の Yahoo! ID 連携の ID Token 等）
  https://developer.yahoo.co.jp/yconnect/v2/id_token.html

3.2. 電子署名の利活用に関する調査検討

現状の法人共通認証基盤では、gBiz エントリーに対しては ID・パスワード等方式[9]による本人認証を実施しているが、申請データに対する電子署名[10]には対応していない。法人共通認証基盤を利用する申請手続きには、電子署名を必須とする行政手続もあると見られる。このため、商業登記電子証明書の活用、及びリモート署名の活用を中心に、法人共通認証基盤への電子署名の活用について調査検討を行った。調査結果の概要を以下に示す。

なお、調査検討の詳細については、商業登記電子証明書の活用を 3.2.1 に、リモート署名の活用を 3.2.2 に報告する。

表 3-4 電子署名の利活用に関する調査検討結果の概要

項目	調査検討結果
商業登記電子証明書の活用	・ 発行済の商業登記電子証明書を申請者（利用者）環境において活用することは現時点においても可能 ・ 発行済の商業登記電子証明書をリモート署名にインポートして利用することは可能
リモート署名の活用	・ リモート署名は民間有識者のニーズ（※1）があり、法人共通認証基盤と親和性があるとも考えられるため引き続き調査検討 ・ 申請受理者が申請者（署名者）の署名鍵を管理することになるため、申請システムがリモート署名を運用管理することは避けるべき。 ・ 調査検討には、以下を含め調査検討 ➢ 具体的に電子署名が求められる申請手続きの内容 ➢ その他、想定されるユースケース ➢ 上記から求められる電子署名のライフサイクル

※1：6 章に示す民間有識者ヒアリング調査の結果。

[9] オンラインで行政手続を行おうとする者について、「ID（利用者の識別子）」と「パスワード等（事前に登録された認証情報）」により利用者本人であるかを確認する方式をいう。

[10] 電子文書に対して、本人だけが作成したものであること（本人性）及び改変されていないこと（非改ざん性）を確認することができる電子署名を付与し、真正性を確保する技術をいう。

3.2.1. 商業登記電子証明書の活用に関する調査検討

「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」（法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会報告書）[11]においては、設立登記申請時に印鑑届出をしない代わりに商用登記電子証明書の交付を受け、会社成立後は商業登記電子証明書によって会社代表者の本人確認を行うとの方向性が示されている。かかる議論等を踏まえ、法人共通認証基盤において実現する電子署名と商業登記電子証明書との連携可能性について調査検討を行った。以下に調査検討した結果を報告する。

(1)　申請者（利用者）環境における利活用

現時点においても商業登記電子証明書は、会社代表者の環境において利用されており、法人共通認証基盤を利用した各種の申請手続きにおいても、申請者（利用者）環境で電子署名を生成し、申請データに付加して申請することは可能である。

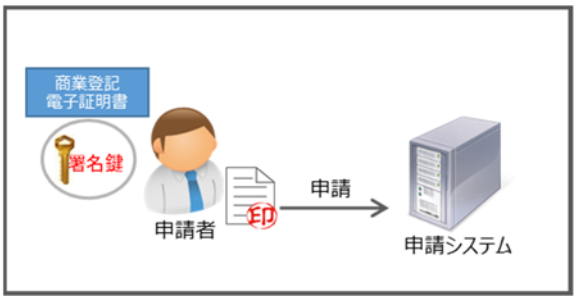

図 3-1 申請者環境における利活用イメージ

(2)　リモート署名における利活用

3.2.2 に示すリモート署名を利用する際には、リモート署名サーバに電子証明書及び署名鍵をインポートすることで利用可能である。なお、商業登記電子証明書のインポートについては、電子認証の関連サービスとして、商業登記電子証明書を IC カードに格納するサービスが存在した。このサービス事業者にリモート署名サーバへのインポートの実現可能性を確認したところ実現可能であることが確認できた。以下に、商業登記電子証明書を IC カードに格納するサービスの概要を示す（詳細は、附録４を参照）。

図 3-2 商業登記電子証明書の IC 格納サービスのイメージ

[11] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/index.html

3.2.2. リモート署名の活用に関する調査検討

「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」[12]によると、平成２８年時点で現存会社数約 181 万社に対し商業登記電子証明書の発行件数は約 11 万件であり広く一般に利用されているとは言い難い状況であるとされている。法人共通認証基盤に関連し、電子署名方式としてリモート署名を活用することにより、電子証明書、電子署名の利用拡大が想定されるとともに、リモート署名は、クラウドベースで構築する法人共通認証基盤とも親和すると考えられることから、リモート署名の活用に関し、アーキテクチャや法的論点を含め調査検討を行った。以下に検討結果を報告する。

(1)　リモート署名利活用の方向性

はじめに、リモート署名の実施者の種類を 3 種類に分類した。1.申請システムと同じ政府機関がリモート署名を提供、2.申請システムと異なる政府機関がリモート署名を提供、3.申請システムに関係のない民間サービスがリモート署名を提供とした（下図参照）。

申請受理者が申請者（署名者）の署名鍵を管理することになるため、申請システムがリモート署名を運用管理することは避けるべきである。

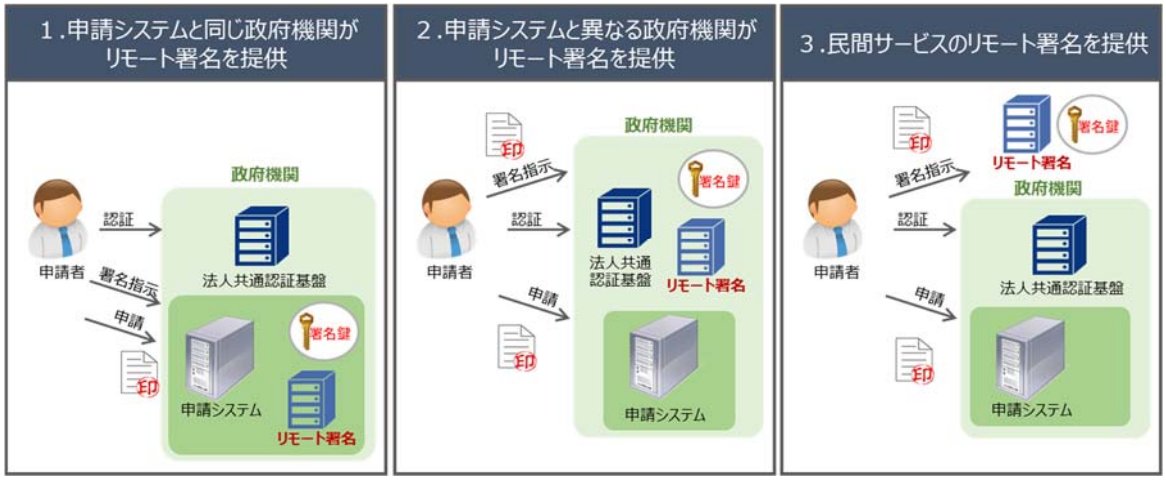

図 3-3 リモート署名利活用の方向性イメージ

[12] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/pdf/report.pdf

(2)　リモート署名の利活用について

現状は、申請システムが申請手続きにおいて電子署名を要求している場合、申請者の環境（手元）で電子署名を生成し、申請システムに対して申請する。今後、申請者がリモート署名による電子署名を望むのであれば、リモートで電子署名を生成し、申請システムに対して申請することを検討する。リモート署名は民間有識者のニーズ（6 章の 6.1 節に記載したヒアリング調査）があり、法人共通認証基盤と親和性があるとも考えられるため引き続き調査検討する。また、調査検討には、以下を含め調査検討する。

- 具体的に電子署名が求められる申請手続きの内容
- その他、想定されるユースケース
- 上記から求められる電子署名のライフサイクル

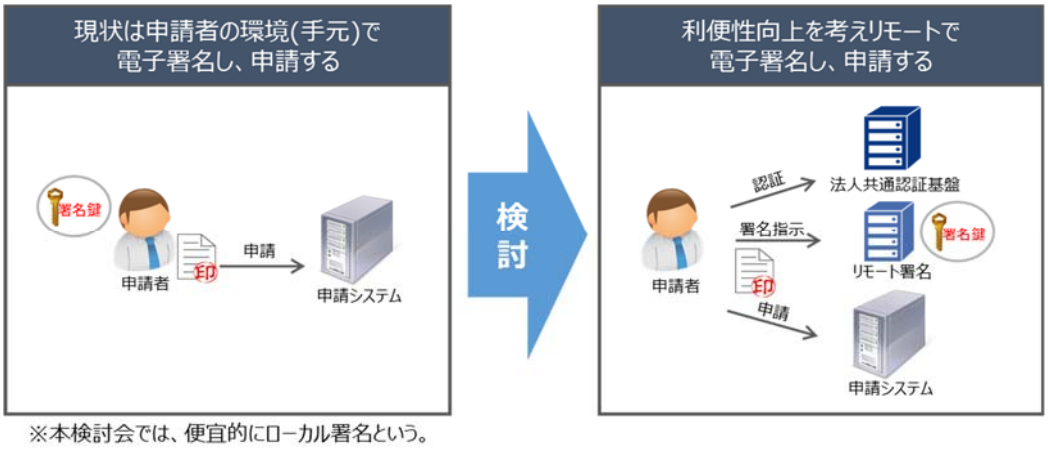

図 3-4 リモート署名の検討イメージ

(3)　リモート署名利活用の具体化に向けた検討

申請システムが受け入れる電子署名が求められるため、申請システムとの調整を行う必要がある。また、上記の調整内容に基づき、民間委託なども視野に入れ、技術要件整理や基準（クライテリア）が必要であり、今後実証事業などを通して検討を進める必要がある。さらに、リモート署名に限らず、スマートフォンによるモバイル署名も視野に入れ検討を進める必要がある。

なお、詳細な検討内容は、附録 4 参照。

3.2.3. リモート署名等に関する法的論点について

(1) 民事訴訟における真正な成立の証明

まず、リモート署名による電子署名が付された電子文書が民事訴訟の証拠として提出された場合の取扱について検討する。

民事訴訟において、書証（紙文書）は真正な成立を証明しなければならない（民事訴訟法 228 条 1 項）。これは、電子文書についても準用されている（同法 231 条）。ここでいう、真正な成立とは、その文書の作成者とされる者（本人）が、本人の意思に基づいて作成したことをいう。証拠を提出する者（文書の受領者など）は、その証拠に証拠力を持たせるために、真正な成立を証明しなければならない。

(2) 真正な成立の推定

真正な成立の証明については、民事訴訟法に推定規定がある。私文書である紙文書の場合には、本人又は代理人の(手書)署名又は押印があれば、真正な成立が推定される（民事訴訟法 228 条 4 項）。また、私文書である電子文書については、秘密情報を安全に保管すれば他人に偽造できないような電子署名（以下「安全な電子署名」という。）が行なわれていれば、真正な成立が推定される（電子署名法 3 条）。

(3) 本人「による」電子署名

ここで注意が必要なのは、本人「の」電子署名が付されていたとしても、それは直ちに、本人「による」電子署名だとは言えない点である。押印については、本人の印影があれば、本人の押印行為が推定される（最判 S39.5.12 民集 18-4-597）。電子署名については、このような判例はないが、ローカル署名については、印鑑の判例の類推適用が可能となる可能性がある。

リモート署名による電子署名であっても、適切な電子証明書を用いて電子署名の検証を行なえば、本人「の」電子署名であることは確認できる。問題は、それが本人の意思に基づいて行われた電子署名であるか、ということになる。

リモート署名が、本人の意思に基づいて行われたかどうかは、リモート署名システムの機能、運用方法、記録（ログ等）などから証明することになる。正当な運用が行われており、その記録が正しく保存されていれば、本人によるログインの認証、本人による署名対象電子文書の設定、本人による署名指示を確認できる。したがって、このようなケースでは、リモート署名により作成された電子署名が、本人の意思に基づくものであることを証明できると考えられる。

(4) 本人の意思に基づく電子署名と本人による電子署名

なお、「本人の意思に基づく電子署名」が、「本人による電子署名」といえるかどうかには、議論がありうる。リモート署名では、リモート署名サーバにおいて署名を行なっているので、本人の依頼を受けた者による電子署名であって、本人による電子署名と言えないという立場がありうる。しかし、リモート署名サーバによる正当な運用等が示せれば、署名対象の電子文書が本人の意思に基づくものであることが（電子署名法 3 条の推定によらなくても）証明できるので、仮に「本人による電子署名」と認められなくても、真正な成立の証明は可能であると考えられる。

(5)　認証、リモート署名、ローカル署名の真正な成立の証明についての比較

リモート署名における真正な成立について前述した。ここでは、リモート署名と、ローカル署名、認証との対比を行なう。

ローカル署名を用いている場合には、電子文書、電子署名及び電子証明書により、真正な成立の証明が可能になると考えられる。ローカル署名に関しては、その署名が本人による署名であることに疑義が生じる可能性は低く、電子署名法 3 条にいう「本人による署名」であると認められ、それにより真正な成立が推定されると考えられる。

次に、認証に基づいて電子文書を受領し、これを保存する文書管理システムについて、真正な成立の証明を検討する。保存されている電子文書の真正な成立を証明するためには、本人によるログインの認証、本人による電子文書の登録、登録後の完全性を、システム機能、システムの運用の正当性、記録（ログ等）などから証明することになる。

認証による真正な成立の証明は、リモート署名が本人の意思に基づくものであることの証明と類似している。しかし、以下の点において認証とリモート署名とは異なる。

ここで、リモート署名サーバや文書管理システムの一般的な正当性（対象となる電子文書の個別的具体的な正当性ではなく、サーバの運営等が一般的に正当であること）が何らかの方法で、確認されるか、信用されているケースを考える。たとえば、認定、監査等による確認が行われているケースがこれにあたる。

このような状況においては、リモート署名のある電子文書の真正な成立の証明に関しては、電子署名の検証だけを行なえば、真正な成立の推定を受けることができる。したがって、電子文書、電子署名、電子証明書等の情報を持っていればよく、これらを適切に保管することにより、真正な成立の推定を受けることになる。

一方、文書管理システムによる場合には、電子文書だけでは情報として不十分であり、その電子文書が文書管理システムにおいて管理されている電子文書である旨の言明が必要となる。つまり、一般的な管理の正当性だけでなく、当該電子文書について、文書管理システムによる管理証明等が必要となる。

結論として、サーバの管理の正当性が十分に認識されている状況においては、リモート署名による電子文書は通常の保管に関わる情報だけで真正な成立が証明できる（この場合には、ローカル署名とほぼ同等になる）が、文書管理システムによる場合には、正当な管理に関する証明書（文書管理システム発行）を用意する必要がある。

3.3. 他システムの確認結果の活用に関する調査検討

アカウントを利用する者が法人の代表者であることを、印鑑証明書の提出を求めることなく電子的に確認することができる手法について調査検討を行った。以下に調査結果を報告する。

具体的には、①他の行政サービス又は民間サービスにおいて法人代表者であることを確認した結果（登録情報）の流用、②商業登記電子証明書を活用、③個人番号カードを活用などの方向性を検討した。さらに、民間有識者の結果等も踏まえ、②商業登記電子証明書を活用、③個人番号カードを活用について実装検討を行なうこととした。

4. 運営の在り方に関する調査検討

法人共通認証基盤は、必ずしも単一である必要はなく複数の主体による運営も可能であると考えられる。さらに、複数の主体による運営が可能である場合には、競争性を働かせることができれば、民間に運営を委譲していくことも可能となると見られるところである。例えば、英国では2014 年に導入した本人確認システムである GOV.UK Verify なるサービスがあるが、これは税金の申告や運転免許証の情報確認等政府が提供するサービスの利用時認証の仕組みであって複数の選択肢の中から認定民間認証機関を選び本人確認を受けるものとなっている。また、米国においては、FICAM の下、政府システムにおいて民間の本人確認サービスを利用することが可能になっている。例えば、DoD のセキュリティ報告ポータルには、DoD が認める電子証明書による認証が要求されるが、この電子証明書は複数の民間認証局が発行している。欧州ではエストニアの電子行政ポータル eesti.ee において、これまでの国民 ID カードを用いた認証だけでなく、複数の民間金融機関が提供する本人確認サービスを利用したログインが可能になっている。（eesti.ee では、法人向けの行政サービスも提供されている）このような認識の下、GOV.UK Verify に加え、米国やエストニアの事例など、その他同等なサービスについて文献調査を行うとともに、民間運営を行うとした場合に必要と考えられる認定等制度を含む運営の在り方について、法的論点も交え調査検討を行った。

4.1. 調査概要

運営の在り方を検討するために調査した対象（国及びシステム）と調査項目を以下に示す。

表 4-1 諸外国の事例調査概要

項目	内容
調査対象	1. 英国：GOV.UK Verify 2. 米国：FICAM の下の政府システム 3. エストニア：電子行政ポータル eesti.ee 4. シンガポール:CorpPass 5. カナダ：CRA のサービス
調査項目	1. 運営主体が単一であるか複数であるか 2. 運用を民間に利用しているか 3. 民間認証サービスを利用しているか 4. 利用している場合の要求条件(セキュリティ要件)、基準の有無 5. 利用している場合の監査や認定制度の有無 6. 民間 IdP の ID 発行数（または年間 ID 管理数） 7. 民間 IdP 運用委託費用

4.2. 調査結果概要

公開文献調査した諸外国の 5 事例は、いずれも民間認証サービスを利用し、運営についても民間 IdP を利用している国が多い。一方で、民間 IdP の利用について、要求条件や基準を公表している国と公表していない国が存在し、各国によって対応が異なる結果であった（表 4-2）。なお、公開文献調査及びヒアリング調査の詳細な調査報告については、附録 3 を参照。

表 4-2 諸外国における政府の民間 IdP 利用（公開文献＆ヒアリング調査結果）

調査項目		運営		民間の IdP				
		運営主体	民間利用	民間認証サービス利用	要求条件・基準の有無	監査・認定制度の有無	民間 IdP の ID 発行数	民間 IdP 運用委託費用
英国	GOV.UK Verify	単一 GDS	民間 IdP を利用	利用している	詳細有 1	あり	37,700 人 毎週約 40,000 人の新規登録	公表データなし
米国	FICAM	単一 FICAM	民間 IdP を利用	利用している	要求条件あり	あり	公表データなし	公表データなし
エストニア	eesti.ee	単一	民間 IdP を利用	利用している	公表データなし	公表データなし	公表データなし	N/A
シンガポール	CorpPass	単一 GovTech のみ	公表データなし	利用していない	N/A	N/A	N/A	N/A
カナダ	CRA のサービスに関して	単一 CRA	民間 IdP を利用	利用している	詳細有 2	公表データなし	公表データなし	公表データなし

詳細有 1；
・情報セキュリティの業界標準を満たしていること
・ID 保証のための政府基準を満たしていること
・内閣府との契約要件遵守
・データ保護法遵守

詳細有 2；
・サインインパートナーとなるには、オンライン ID サービスを提供している Secure Technologies 社と提携する必要あり。

また、ヒアリング調査の結果、政府が民間 IdP を利用する理由は、管理・運用コストの低減のため、単一障害点となることを避けるため、多様な ID でユーザの選択肢を確保するため等（表 4-3）であり、我が国の法人共通認証基盤の運営についても同様に期待すべき理由である。

表 4-3 政府が民間 IdP を利用する理由（ヒアリング調査結果）

- 管理・運用コストの低減のため
- 単一障害点となることを避けるため
- 多様な ID でユーザの選択肢を確保するため
- 民間 IdP でも問題ない保証レベルであるため

さらに、政府の民間 IdP 利用については、国内の有識者にヒアリング調査を実施した。有識者ヒアリングの結果、民間の認証サービスの利用事例は大別して 2 パターンあり、フレークワークを前提とするものと特定の民間サービスを選定するものがあり、民間サービスを利用する際には、免責やサービス停止時を想定したエスクローを考慮しなければいけないことがわかった。

表 4-4 民間サービスの利用等について（有識者ヒアリング調査結果）

■民間認証サービス等の利用について

- 民間の認証サービス（IdP）を政府が利用する事例は存在し、大別すると以下の２パターン。
  - フレームワークを前提とする方式（例：FICAM）
  - 特定の民間サービスを選定する方式
- 後者の方式は、カナダや北欧のバンク ID の利用が好事例。
- FICAM は近年変化がないため、定着しているものの民間サービスの利用という観点では好事例であるとは必ずしも言えないのではないか。

■民間サービス利用が普及する事例の傾向について

- サービスやビジネスの受益者が明確であり、受益者が推進・普及させる役割を担っている場合である。政府利用であれば、アカウントの登録・管理などの運用コスト削減のために民間サービスに依頼する場合もある。
- 上記の場合は、ビジネス的なエコシステムになっている。
- ビジネス的なエコシステムを構築するためには、一定量のアカウント数が必要になる。
- また、政府が民間サービスを利用する場合はベンダロックインや免責、サービス停止時を想定したエスクローに注意して検討する必要があるだろう。

また、上記の調査検討において、将来的に民営 IdP を受け入れることを考える場合は、現在の法人共通認証基盤は、政府内のプロキシの役割を担うことが望ましいといった意見も得られた。

4.3. 運営のあり方に関する法的な論点の整理

4.3.1. 民間への委託と民間サービスの利用

まず、民間への委託と民間サービスの利用の法的な違いについて述べる。本節においては、フレームワークの利用と特定のサービスの利用の双方を合せて民間サービスの利用といい、これらの違いについては、後述することにする。

民間委託においては、国がサービスの主体であって、受託業者は国から委託を受けてその業務を行っているにすぎない。この場合、利用者は国との間に契約関係を持つことになり、受託業者とは直接の契約関係にはない。したがって、利用者に対する、サービスの瑕疵等による責任は、国が負うことになる。受託業者は、債務不履行により国からの請求を受ける可能性があるが、サービス利用者に対して債務不履行責任を負うことはない（なお、不法行為責任を負う可能性がないとまではいえない)。なお、委託の場合には、受託者が委託事業に際して受領・作成した情報は委託者に所有権を設定することや、すべて委託者に引き渡すように契約することが普通に可能である。このような契約により、受託者の変更が可能となるようにしておくことが重要である。

一方、民間サービス利用の場合には、国と利用者の双方が、サービス提供者と直接の契約関係となる。サービスの瑕疵については、サービス提供者が、国及び利用者のそれぞれに対して責任を負う。一方、サービスの瑕疵について、利用者が国の責任を追及できる場合は、限定的である。なお、サービス利用に係る情報は、サービス提供者の所有・管理に係ることが普通であり、通常時に利用者たる国に提供するような契約は一般的でない。民間サービスの廃業等の場合には認証情報等を国に渡すように契約し、かつその引渡しを担保するため認証情報等のエスクローを行っておく必要がある。

4.3.2. 債務不履行責任について

委託であれば準委任契約（民法 656 条。法律行為でない事務の委託)、サービス利用であれば役務提供契約又は準委任契約にあたると思われる。いずれの場合でも、受託者又はサービス提供社は、契約書（約款等によるものを含む。以下において同じ。）記載の義務を履行しなければ債務不履行責任を負う。準委任契約の場合には、善管注意義務が法定されており（民法 656 条により準用される 644 条)、役務提供契約であっても契約書に記載されていれば善管注意義務を負う。

委託の場合（国が主体の場合）に、利用者との約款で、国の債務不履行等について免責条項を置くことが考えられる。このような免責は、軽過失については有効とされるのが通常であるが、故意又は重過失による損害は免責されないことが多いので、注意が必要である。

4.3.3. 民間サービスの選定と責任分界点

民間サービスは、国が指定して利用者に利用させる枠組になる。したがって、国としては、サービスが一定の水準にあることを確認し、契約等によりその水準以上のサービスの履行が保証されなければならない。

契約等により明記された義務が履行されなかった場合には、その不履行について（不履行の状態を知りながら放置した等）国に責任があるときを除いて、サービス提供者の責任となる。

国とサービス提供者の間の契約等が不十分で、本来行われるべき措置が義務付けられていなかった場合、国に過失が認められることもありえる。ただし、多くのケースでは、サービス提供者の善管注意義務違反の問題として扱われ、国の責任が認められるのは特段の理由がある場合に限られるものと考えられる。

4.3.4. フレームワークと特定のサービス

フレームワークの利用と、特定のサービスにおいて、国の責任について大きな違いはない。

フレームワークについては、国の要件を一般的なものとして記述する必要がある上、フレームワークに複数のサービス事業者が加入するかどうかという問題がある。しかし、複数の事業者が利用可能になれば、価格競争性が得られ、サービスの安定性（事業者の一つが廃業しても他に移行可能であることなど）が高くなるという利点がある。

一方、特定のサービスの利用を行なうのであれば、公募又は交渉等により、国の要件を充足するサービスを実現することは、より容易になる。ただし、価格や安定性については、フレームワークにくらべて低くなる。

4.4. 検討結果概要

上記の調査結果（特に民間 IdP を利用する理由）を受け、日本における民間 IdP 利用の必要性やビジネススキームを引き続き検討する。民間利用の検討としては、1. 民間サービスに委託する形態、2. 民間サービスを民営化として利用する形態、3. 民間認可サービス（フレームワーク）を利用する形態が考えられる（下図参照）。これらで必要となる要件や基準についても検討する。なお、民間利用については、考慮すべき観点を含め検討する。主な観点は以下のとおりである。

- 技術的基準
- 運用監査
- サービス停止時のエスクロー
- 免責事項など

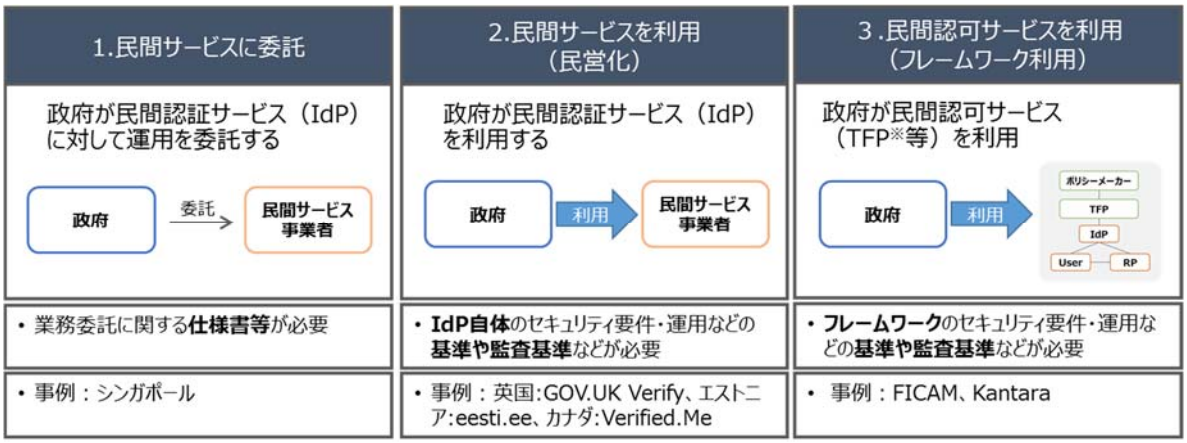

図 4-1 民間サービス利用の 3 形態

5. 運用課題に関する調査検討

法人共通認証基盤の運用課題である (1)指定対象法人の代表者の確認方法、及び(2)各種行政手続きのアカウントライフサイクルの現状を調査し、あるべき運用方法について検討した。運用課題(1)の「設立登記法人以外の者の代表者確認に関する調査検討」については、行政手続き等を行う主体（法人番号の付与対象となる指定対象法人）を網羅的に類型化して整理し、各主体の代表者の確認方法の可能性を調査し、望ましい確認方法について検討した。特に、行政手続き等を行う主体が設立登記法人以外である場合の代表者の確認方法について、設立時の提出書類等の洗い出しを行い、代表者を特定・確認する方法を検討した。運用課題(2)の「アカウントライフサイクルの在り方に関する調査」については、前年度の調査に加え、他の行政サービス、民間サービスのアカウントの有効期限を調査するとともに、各々の行政手続きのアカウント申請スパンの傾向を調査し、本法人共通認証基盤で採用すべきアカウントライフサイクルの方向性について検討した。

5.1. 設立登記法人以外の者の代表者確認に関する調査検討

法人番号の付与対象は設立登記法人に限らないところ、設立登記法人以外の者の代表者の確認方法については必ずしも設立登記法人と同様には考えられない。そこで、行政手続等を行う主体を網羅的に類型化して整理するとともに、類型化した主体それぞれについていかなる代表者確認を行うことが考えられるかを調査し、その上で望ましい確認方法について検討を加えることとした。

5.1.1. 行政手続等を行う主体の類型化

国税庁による法人番号の指定対象法人等は、設立登記の有無、法人格の有無、国内事務所等の有無、国税通則法等に従い税務書類を提出する者（外国会社等を含む）などの条件により分類することができる（図 5-1 参照）。

特に、設立登記法人でない場合の付番済みの法人番号と法人名の対応状況を確認するために、国税庁の法人番号公表サイトの「全件データダウンロード（各都道府県別）」からサンプルとして東京都の法人に関するデータを基に、法人種別が「その他」の法人について法人名に含まれる文字等（例えば、共済組合等）を抽出し、調査対象を特定するとともに、法人番号公表サイトから全国を対象として同文字等を含む法人名称の存在を確認し、根拠法（個別法）で指定される法人名称と法人番号の登録実態との関係を整理した。その上で、法人番号の指定対象法人の分類に対して、法人種別と法人税法との関係、独立行政法人等登記令・組合等登記令との関係、根拠法（個別法）との対応を調査し、法人の類型化（法人種別、法人分類、根拠法、法人格有無、登記有無に基づく分類）を整理した。また、行政手続き等を行う各主体の法定調書提出または告知義務に基づく届出等の公的書類（税法上の届出、その他法定手続き）を根拠法（個別法）から確認し、法人代表者の確認が可能な書類の有無を整理した（類型化の概要は表 5-1、詳細は別紙 1 を参照）。

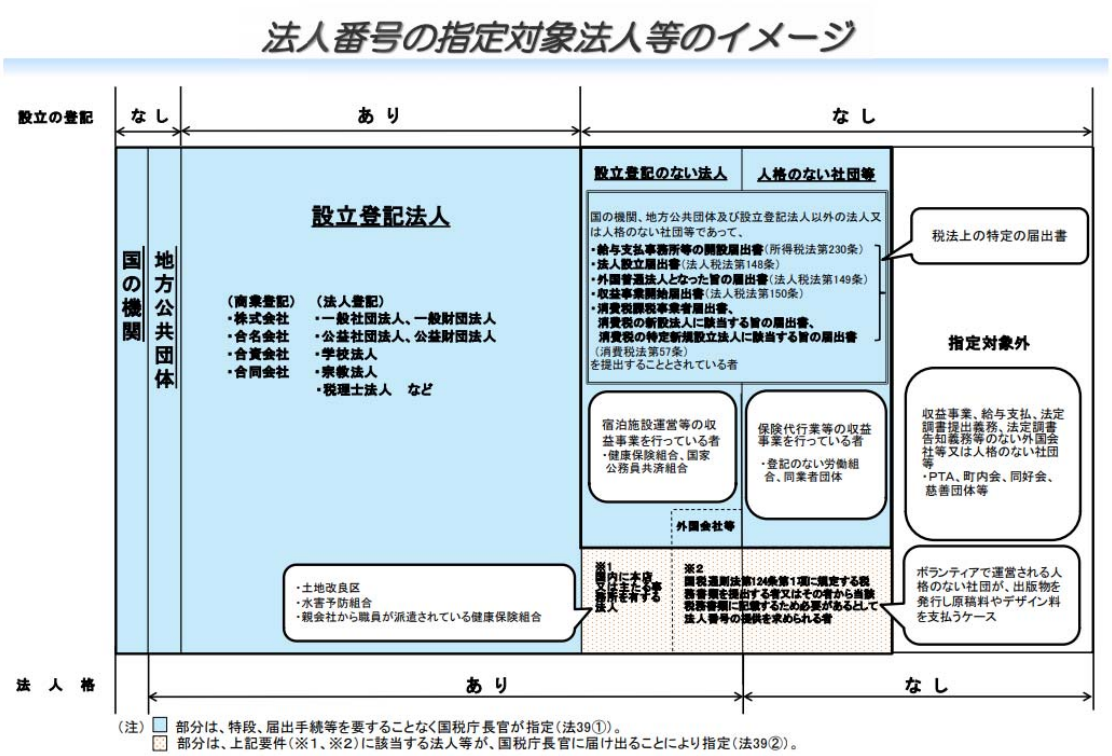

図 5-1 参考図（法人番号の指定対象法人等のイメージ）[13]

表 5-1　行政手続き等を行う法人の類型化と代表者確認方法の概要

No.	法人種別	根拠法分類	代表者の公的書類による確認方法
1	国の機関	国家行政組織法、内閣府設置法、個別法など	官職証明
2	地方公共団体	地方自治法、水害予防組合	職責証明
3	設立登記法人	会社法、商業登記法、株式会社国際協力銀行法、株式会社日本政策金融公庫法	商業登記の印鑑証明
4	外国会社等	会社法、商業登記法	商業登記の印鑑証明 印鑑未登録時はサイン証明等
5	その他の設立登記法人	法人税法第二条の五 公共法人 別表第一に掲げる法人における根拠法	商業登記に準ずる登記情報、独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報
6	その他の設立登記法人	法人税法第二条の六 公益法人等 別表第二に掲げる法人における根拠法	商業登記に準ずる登記情報、独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報
7	その他の設立登記法人	法人税法第二条の七 協同組合等 別表第三に掲げる法人における根拠法	商業登記に準ずる登記情報、独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報
8	その他の設立登記法人	その他における根拠法（個別法）の有無	商業登記に準ずる登記情報
9	その他	法人税法第二条の五 公共法人 別表第一に掲げる法人における根拠法	土地改良法など）都道府県の公印証明 その他）なし
10	その他	法人税法第二条の六 公益法人等 別表第二に掲げる法人における根拠法	健康保険法など）厚生局の公印証明 その他）なし
11	その他	法人税法第二条の七 協同組合等 別表第三に掲げる法人における根拠法	森林組合法）組合等登記令に基づく登記情報 その他）なし
12	その他	他の根拠法有り	厚生年金保険法）厚生局の公印証明

[13] http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/images/houjinbangou_sitei.pdf

No.	法人種別	根拠法分類	代表者の公的書類による確認方法
		（根拠法と代表者証明（厚生局、都道府県、地方自治体などの各種証明等）の関係整理）	マンション建替え等の円滑化に関する法律） 都道府県の公印証明等 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律など）組合等登記令に基づく登記情報 地方自治法）地方自治体の認可地縁団体証明 その他）なし
13	その他	根拠法なし （法人税法別表関連団体、任意団体の登録状況整理）	なし

(1)　法人種別が外国会社等

法人種別が「外国会社等」の法人は、会社法に基づき、本店又は主たる事務所の所在地が海外にある外国法人に法人番号が付与されている。ただし、外国会社の場合は、代表者選任登記をしていても印鑑登録していない場合があるため、印鑑証明が利用できない場合が存在する。また、国内に恒久的施設（Permanent Establishment: PE）を有する外国会社において、法人番号は付与されるが登記されない場合も存在する。

(2)　法人種別がその他設立登記法人

法人種別が「その他設立登記法人」の法人は、法人税法別表の公共法人、公益法人等、協同組合等の根拠法に基づき、法人番号が付与されている。これら以外にも、その他の根拠法に基づく法人（管理組合法人、自治体等）や任意団体（青色申告会等）が商業登記されており、法人番号が付与されている。ただし、自治体や青色申告会等の団体は、一般社団法人、一般財団法人等を取得している場合が多い。

(3)　法人種別がその他

法人種別が「その他」の法人は、法人税法別表の公共法人、公益法人等、協同組合等の根拠法に基づき、登記を必要としない法人の法人番号も付与されている場合もあるが、根拠法に基づき法人の登記を必要としない法人（厚生年金基金等）、登記していない法人（一部の宗教法人等）、登記せずに法人番号を取得した団体（一部の自治会等）、法人格も登記も必要としない法人（納税貯蓄組合等）や任意団体（土地区画整理組合連合会等）に法人番号が付与されている場合があるほか、他の根拠法に基づいて法人格を取得している場合も多い。

法人番号を持つ法人の中には代表者の本人確認に利用できる法定調書や公的書類が存在しない場合があり、当該法人から法人共通認証基盤へのアカウント登録申請を受け付けるにあたり、法人代表者の本人確認のための代替方法が求められる。今回の調査において、法人の代表者の本人確認を公的書類等以外の方法で代替する例として、以下の存在が確認された。

- 弁護士等による意見書
  民間において EV（Extended Validation）証明書を発行する際の主体者の確認（証明書承

認者・契約署名者の在籍と役職の確認を含む）を、日本弁護士連合会に登録された弁護士による意見書、もしくは日本公認会計士協会に登録のある公認会計士（会計士補を除く）による意見書に基づき審査する例が存在する。

- 公証人役場における公証人による公証
  米国法人の子会社である株式会社を設立する際に、登記事項証明書の代用として Addidavit（会社の役員等の代表権に係る宣誓供述書）と印鑑証明書の代用として Signature Certificate（サイン証明書）を適用する例があり、宣誓供述書に関しては司法書士等が公証人として請け負う例が存在する。

これらの調査結果をもとに、法人共通認証基盤の登録主体に対する代表者の本人確認方法の方向性について表 5-2 に整理した。

表 5-2　法人共通認証基盤における代表者の本人確認方法の方向性

法人分類	代表者の本人確認方法
国の機関	根拠法（個別法）に基づき、官職証明等を利用して代表者を確認する。
地方公共団体	根拠法（個別法）に基づき、職責証明等を利用して代表者を確認する。
設立登記法人	根拠法（個別法）に基づき、商業登記の印鑑証明を利用して代表者を確認する。
外国会社等	根拠法（個別法）に基づき、商業登記（代表者）に基づく印鑑登録があればその印鑑証明を利用し、なければ法人番号手続きと同様に本国のサイン証明書等を利用して代表者を確認する。
その他の設立登記法人	根拠法（個別法）に基づき、商業登記に準ずる登記情報、もしくは独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報を利用して代表者を確認する。
その他	・ 根拠法（個別法）に基づく登記は必要としないが、厚生局や地方自治体の公印証明等を利用できる場合、それらの公印証明を利用して代表者を確認する。 ・ 根拠法（個別法）が存在しない、もしくは根拠法に基づく代表者の本人確認の手段が無い場合、法人を証明する内容（設立根拠等）や代表者を証明する内容（選出根拠等）に対する弁護士や公認会計士等による意見書、もしくは公証人役場における公証人による公証に基づいて代表者を確認する。

届出等（法定調書や公的書類など）の省庁間での共有方法、及び設立登記法人でない法人の代表者の本人確認に届出等が利用できない場合の代替方法については、今後の調整、及び実務適用に向けて更に検討を行う必要がある。

なお、国税庁においては、給与支払い住所や PE としての届け出など、登記情報がなく、届け出情報に基づいて管理している場合もあるため、これらについては引き続き内容を確認し、関係する各省と調整を行なう。

5.2. アカウントライフサイクルの在り方に関する調査

具体的には、現時点で法人共通認証基盤に接続を予定する行政サービス以外の行政サービス、及び民間サービスを対象として、各サービスのアカウントに関連する情報、アカウントに設定された有効期限に関する情報を調査した。調査件数は、行政サービス（e-Gov に登録されている国のサービス、電子申請等を求める独立行政法人や地方自治体のサービス、海外の行政サービスなど）及び民間サービス（金融機関、警備保障などの民間サービスに加え、公共向けソリューションも対象とする）から 37 のオンラインサービスを任意に選定した。また、選定したサービスに係る各種行政手続きのうちオンライン実施可能な手続きを対象として、アカウントに関わる申請のスパン（アカウントサイフサイクルに関わるイベントと期間等の制限事項を含む）を調査した。調査手法は、文献、Web 等の手続説明等の調査に加え、整理した情報に対して民間電子証明書発行サービス事業者へのアンケート・ヒアリングにより収集した情報を反映させた。

なお、本節で検討するアカウントとは、法人共通認証基盤システムにおいてユーザを識別する ID を意図し、Assertion や Credential などセキュリティのレベルや技術とは関係のないライフサイクルを調査検討の範囲としている。

5.2.1. アカウントライフサイクルの調査項目

これらの調査により収集した情報から、選定したサービス及びオンラインの行政手続きを対象として以下の情報を整理した（詳細は別紙２を参照）。

- アカウントに係る情報
  - アカウント取得の条件
  - アカウント管理・利用の分類（ログインアカウント、電子署名（アカウント認証、サービス認証））
- アカウントの有効期限
  - 有効期限
  - 有効期限後の扱い（延長・破棄後に新規登録等）
  - 有効期限に関連する法令や制度の有無
- アカウントを利用した申請の頻度・間隔
  - 申請の頻度／間隔（毎年か数年おきか、また申請の都度アカウントを行うか等）
  - 申請の都度申請者の情報を確認するか否か
  - 代理申請を受付ける場合の処理
  - 申請の頻度／間隔に関連する法令や制度の有無

5.2.2. アカウントライフサイクルの調査結果

これらの情報をもとに、アカウントライフサイクルの傾向分析を行い、法人共通認証基盤のアカウント有効期限、及びアカウントライフサイクルの方向性について検討した。

(1)　個別に管理するアカウントの有効期限

今回は代表的なサービスを任意に選定したが、個別に管理するアカウントが存在する場合でも有効期限を明示しない例が多く見られた。アカウント有効期限が設定される場合の代表的な例を以下に示す。

- アカウント有効期限が設定される代表例
  - eTax、eLTax：最後のログインから 5 年経過
  - 登記・供託オンライン申請システム：最終利用から 1 年+30 日
  - かながわ電子入札共同システム：入札参加資格認定期限（最長 2 年）

(2)　電子証明書の利用方針

電子証明書を利用者の識別・認証等に利用するサービスの場合、サービスシステム側でアカウントを管理せず、指定された電子証明書の有効期限のポリシーに依存して運用されている。行政サービスに適用される電子証明書の有効期限のポリシーの代表例を以下に示す。

- 適用される電子証明書の代表例
  - 公的個人認証サービスで使用する電子証明書：発行から 5 回目の誕生日まで
  - 商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書：3 ヶ月～27 ヶ月を選択

また、電子証明書の利用実態に関して、民間電子証明書発行サービス事業者へのアンケート・ヒアリングを行い、選定したサービス及びこれに係るオンラインの行政手続きに対して利用可能な電子証明書のリンク情報を整理し、利用可能な電子証明書発行サービスにおける電子証明書の有効期限を調査するとともに、関連する業法等で電子証明書の期限が区切られる例の有無を確認した。その結果、調査対象としたオンラインサービスにおいては、業法等で電子証明書の有効期限が区切られる例はないことを確認した。また、各民間電子証明書発行サービス事業者は、電子証明書の発行サービスにおいて以下の法制度を厳守することが改めて確認された。

- 署名法施行規則
  第 6 条 5 号「電子証明書の有効期限は、五年を越えないものであること。」
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則
  第 26 条第 4 号「四　電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。」
- 商業登記規則
  第 33 条の 2「法第十二条の二第一項第二号の期間は、三月の整数倍の期間であって同項の規定による請求をする者が定めるものとする。ただし、二年三月を超えることができない。」

これらの調査結果から、各種行政手続きのオンラインサービスで利用される電子証明書の有効期限は、5 年を越えない範囲で電子証明書発行サービス事業者が設定する運用方針が主流であることが確認された。

(3)　法人の登記記録の閉鎖

商業登記法第 81 条では、以下の場合に登記官は登記情報を閉鎖することができるとしている。

- 解散の登記をした後 10 年を経過したとき
- 清算を結了していない旨の申出後 5 年を経過したとき（解散登記後 5 年を経過する 2 月前または登記記録復活後の当該申出を対象とする）
  例えば、清算が終わり解散した後にも清算の限りにおいて復活する場合などについては、個別措置を含めて検討する

(4)　休眠会社・休眠一般法人の整理作業

全国の法務局では、2014 年度以降、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を毎年行っている。整理対象となる休眠会社・一般休眠法人は以下の条件により決定される（経過期間以内に登記事項証明や代理者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていたかどうかは無関係）。

- 最後の登記から 12 年を経過している株式会社
  会社法第 472 条の休眠会社であり、特例有限会社は含まれない。
- 最後の登記から 5 年を経過している一般社団法人又は一般財団法人
  一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条の休眠一般社団法人又は第 203 条の休眠一般財団法人であり、公益社団法人又は公益財団法人を含む。これらを併せて休眠一般法人という。

休眠会社・休眠一般法人の整理作業により、法務大臣による公告及び登記所からの通知後、公告から 2 ヶ月以内に事業を廃止していない旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合は、みなし解散の登記がなされる。

ただし、みなし解散の登記後 3 年以内に限り、以下に加え、2 週間以内に継続の登記を申請することにより、株式会社又は一般法人を継続することが可能である。

- 解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって株式会社を継続
- 解散したものとみなされた一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議によって法人を継続

みなし解散の登記後 3 年経過し継続決議がなされない場合は、解散・清算結了となる。

5.2.3. アカウントライフサイクルに関する検討結果

(1)　法人共通認証基盤のアカウントライフサイクルの方向性

これらの調査結果から、法人共通認証基盤におけるアカウントの有効期限については、以下の方向性が見出された。

- gBiz エントリー　　：有効期限を設けず運用規則に従う（自己申告ベースのアカウント）
- gBiz プライム　：有効期限を設ける（最後の変更・更新から 5 年経過など）

- gBiz メンバー　：有効期限を設けず運用規則に従う（gBiz プライムに紐付くものであるため、有効期限はこれに準じるなど）

また、法人登記と法人認証基盤のアカウントの対応については、以下の方向性が見出された。

- 解散の登記、もしくはみなし解散が登記された場合　　：アカウントの非アクティブ化
- 登記記録が閉鎖となった場合　　：アカウントの削除

なお、法人共通認証基盤のシステムが管理するアカウントに関するデータは、システムの運用方針に基づき管理されるものであり、法人共通認証基盤が保持する法人アカウントとしての情報は、関連する法制度や連携するシステムとの整合の観点から適切に維持されることが求められる。

6. ヒアリング及び検討会開催

前述の調査、検討等を効果的に実施するため、民間有識者に対するヒアリングを行うとともに、法人共通認証基盤の将来像、在り方等を検討する会を開催した。

6.1. 民間有識者等へのヒアリング

クラウドサービス事業者及び認証技術や電子署名技術、セキュリティ技術等に知見を有する国内の有識者・事業者等に対してヒアリングを実施した。国内の有識者・事業者等のヒアリング調査を以下に報告する。ヒアリングは 2 つに分け実施した、はじめに、法人共通認証基盤及び技術や機能拡張に関するニーズを確認し、さらに中長期的に法人共通認証基盤が検討すべき内容を確認した。以下にヒアリング結果を報告する。

(1) 法人共通認証基盤及び技術や機能拡張に関するニーズ

表 6-1 ヒアリング報告 1

項目	回答内容
1.法人共通認証基盤のニーズ	1. ニーズはあるが、既存顧客の要求が必要。 2. 経済産業省の申請手続きと自社サービスとの関連が不明（わからない）というコメントが多数。
2.認証等のニーズ	1. 同業他社も同じ意見であろうと考えている。 2. ID/PWD と二要素認証がある現状の方法でよい。 3. 電子署名は、リモート署名であればよい。
3.フェデレーションプロトコル等に関するニーズ	1. SAML は不要。 2. 現状の OIDC でよい。 3. Hybrid Flow は対応した方がいいかもしれない／現時点ではなんとも言えない。

(2)　中長期的に法人共通認証基盤が検討すべき内容

中長期に示す内容としては、1 方針を示す、2 定常的に示す、3 中長期的なロードマップとして示す 3 種類があるとの意見があった。

表 6-2　ヒアリング報告 2

項目	回答内容
1.方針として示す内容	1. 政府の申請手続きとの連携・統合について検討を示す。 • 大きなシステムとしては、eTAX、eLTaX、eGov を対象とする • 個人事業主を想定して、マイナポータルも含める 2. 政府の方針として API の共通化などの検討を示す。 • 法人共通認証基盤でも eTAX でも極力同様な API にすべきであり、標準ガイドライン群（API 設計・運用実践ガイドブック）などへ追加するなど盛り込めないか
2.定常的に示す内容	1. 現時点でのアカウント数と申請数（日々更新する） 2. 現時点での連携している申請システム（日々更新する）
3.中長期的なロードマップで示す内容	1. 士業が代行申請するようなシステムの名称と連携する時期 2. eTAX、eLTaX、eGov との連携時期と方法 • 連携、統合など、何段階か何パターンか考えられる場合は、その内容と時期 3. 個人事業主を対象としたマイナポータルとの連携 • 連携、統合など、何段階か何パターンか考えられる場合は、その内容と時期 4. 連携できる民間サービスの基準など

6.2. 検討会開催概要

認証技術や電子署名技術、セキュリティ技術等に知見を有する民間事業者・団体、有識者等からなる検討会を開催した。検討会は 7 名の体制で設置し、開催した。また、内容に応じて技術サブワーキンググループ（以下 SWG）を設置し、開催した。さらに、本検討会は、関係省庁（法人向けの行政手続を所管する主要な省庁等を想定）をオブザーバとして含めて実施した。以下に法人共通認証基盤研究会及び技術サブワーキングの構成員を示す。なお、表記は、敬称略・五十音順であり、座長を○で示す。

6.2.1. 法人共通認証基盤研究会　構成員

No	氏名	所属
1	袖山　喜久造	SKJ 総合税理士事務所　税理士
2	○中村　素典	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所　特任教授
3	松本　泰	セコム株式会社　IS 研究所
4	宮内　宏	宮内・水町 IT 法律事務所　弁護士
5	山口　利恵	国立大学法人東京大学大学院　特任准教授
6	山中　忠和	三菱電機株式会社
7	米丸　恒治	学校法人専修大学　法科大学院　教授

6.2.2. 法人共通認証基盤研究会 技術 SWG　構成員

No	氏名	所属
1	○中村　素典	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所　特任教授
2	五味　秀仁	ヤフー株式会社　Yahoo! JAPAN 研究所
3	崎村　夏彦	株式会社野村総合研究所 上席研究員／ OpenID Foundation 理事長
4	倉林　雅	一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン 理事

6.2.3. 検討会開催日程・主な議題等

第一回　法人共通認証基盤検討会　開催概要

- 日　　時：平成３０年１２月１４日（金）１５：００－１７：００
- 場　　所：経済産業省　本館２階 西３共用会議室

主な議題１：本検討に関連する経済産業省の取組み
主な議題２：事業概要及び調査検討の概要
主な議題３：意見交換

第二回　法人共通認証基盤検討会　開催概要

- 日　　時：平成３１年1月１５日（火）１５：００～１７：００
- 場　　所：経済産業省　別館２階　２３１共用会議室

主な議題１：スケジュール／認証等検討状況
主な議題２：署名等検討状況
主な議題３：運営等検討／申請等調査検討状況
主な議題４：方針等検討状況
主な議題５：自由討議

第三回　法人共通認証基盤検討会　開催概要

- 日　　時：平成３１年2月２８日（木）１３：００～１５：００
- 場　　所：経済産業省　本館２階　西３共用会議室

主な議題１：スケジュール／認証等検討状況
主な議題２：申請等調査検討状況（アカウント調査）
主な議題３：署名等検討状況（リモート署名検討）
主な議題４：運営等検討（民間委託/民営化検討）
主な議題５：自由討議

6.2.4. 法人共通認証基盤検討会技術 SWG

第一回　法人共通認証基盤技術検討 SWG　開催概要

- 日　　時：平成３１年1月２３日（水）１０:００～１２:００
- 場　　所：経済産業省　別館　１１階　１１１５共用会議室

主な議題１：本検討に関連する経済産業省の取組
主な議題２：事業概要及び調査検討の概要
主な議題３：崎村委員からのショートプレゼン
主な議題４：五味委員からのショートプレゼン
主な議題５：認証等検討状況報告
主な議題６：意見交換

第二回　法人共通認証基盤技術検討 SWG　開催概要

- 日　　時：平成３１年2月１２日（水）１０:００～１２:００
- 場　　所：経済産業省　本館　2階　東６

主な議題１：認証等検討での取り纏め（案）の確認
主な議題２：民間委託の取り纏め（案）確認
主な議題３：意見交換

7. 法人共通認証基盤のロードマップ

本事業で検討した内容を踏まえ、我が国として継続的・効果的に法人共通認証基盤を運用していくため、取り入れるべき技術要素を含め法人共通認証基盤の将来像について検討し、その実現に向けたロードマップの検討を行った。直近で対応を進めるものと継続検討・将来的な対策を目指すものにわけ、直近で対応を進めるものとしては、実装方法・審査方法の整理において、設立登記法人以外の代表者の確認、アカウント有効期限を整理した。さらに、実装検討として、商業登記・マイナンバーカードを利用した確認の効率化、FIDO2 実装に向けた実証調査があり、これらは直近で対応を進めるものとした。

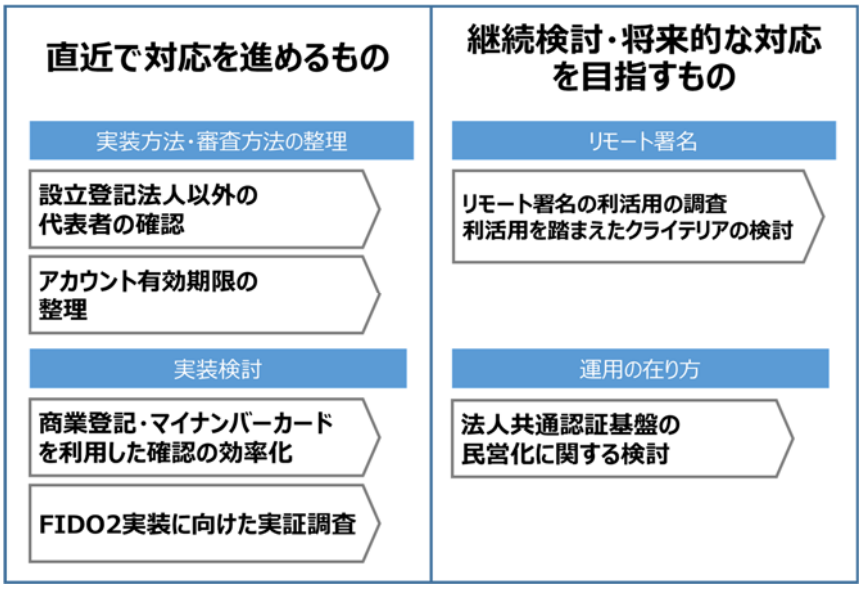

図 7-1 直近及び将来的な対応イメージ

継続検討・将来的な対策を目指すものとしては、リモート署名の利活用の調査や利活用を踏まえクライテリアの検討、また、法人共通認証基盤の民営化に関する検討がある。これらは、利活用の調査や必要性に関する整理を行ない、継続的に検討する内容である。

8. まとめ

本事業では、我が国として継続的・効果的な法人共通認証基盤の運用を検討するため、機能拡張、運営の在り方、運用課題等について調査検討した。

機能拡張等では、認証方式やプロトコル等の技術及び機能について法人共通認証基盤に取り入れるべき技術であるかを調査検討し、認証方式については FIDO2 の導入、プロトコルについては新たに拡張するまでのニーズはなく、今後、確実な連携や運用を行なうために RP 向けの実装解説ドキュメントやテストツールを拡充すべきという調査結果であった。

運営の在り方については、政府が運営する諸外国の認証基盤について特に民間利用の取り組みを調査し、我が国の法人共通認証基盤の在り方について検討し、民間利用を踏まえた検討を引き続き行なう必要性を示唆した。

運用課題については、法人共通認証基盤を運営するにあたり今後、課題となりえる法人代表者の確認方法やアカウントの有効期限について調査検討し、設立登記法人以外の代表者の確認及びアカウント有効期限について整理した。

最後に、本事業で調査検討した結果を基に、我が国として継続的・効果的に法人共通認証基盤を運用していくため、法人共通認証基盤の将来像について検討し、その実現に向けたロードマップとして取り纏めた。

別紙１：法人番号公表サイトに登録されている法人の類型化

国税庁の法人番号公表サイトに登録されている法人を、法人種別、法人税法別表による法人分類、根拠法、法人格、登記の有無により整理し、代表者の本人確認の方法と、代表的な登録法人を付記した。また、法人税法の別表第一、別表第二、別表第三に示された法人の名称と根拠法に対して、独立行政法人等登記令と組合等登記令の各別表に示された法人の名称との対応関係を整理した（参考として、独立行政法人等登記令と組合等登記令の各別表を掲載）。なお、法人税法の別表には、独立行政法人等登記令の銀行等保有株式取得機構、日本銀行、日本郵政共済組合は存在しない。また、法人税法の別表には、組合等登記令の外国法事務弁護士法人、監査法人、管理組合法人/団地管理組合法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、特定非営利活動法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人、農住組合、弁護士法人、防災街区計画整備組合は存在しない。

■　国税庁　法人番号公表サイトに登録されている法人（法人種別、法人税法別表による法人分類、根拠法による整理、法人格、登記の有無による整理）

No	法人種別	法人分類	根拠法	法人	登記	代表者の本人確認	登録法人
1	国の機関	-	国家行政組織法、内閣府設置法、個別法など	－	－	官職証明	裁判所、検察、本部、庁、省、委員会、院、会議など
2	地方公共団体	（法人税法別表第１の公共法人を含む）	地方自治法、水害予防組合法	○	－	職責証明	都道府県、市区町村、財産区、組合（水害予防組合を含む）、企業団、機構、広域連合など
3	設立登記法人（株式会社）	（法人税法別表第１の公共法人を含む）	会社法、商業登記法、株式会社国際協力銀行法、株式会社日本政策金融公庫法	○	○	商業登記の印鑑証明	株式会社（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫を含む）
	設立登記法人（有限会社）	-	会社法、商業登記法	○	○	商業登記の印鑑証明	有限会社
	設立登記法人（合名/合資/合同会社）	-	会社法、商業登記法	○	○	商業登記の印鑑証明	合名会社、合資会社、合同会社
4	外国会社等	-	会社法、商業登記法	○	○	商業登記の印鑑証明 印鑑未登録時はサイン証明等	外国会社
5	その他の設立登記法人（公共法人）	法人税法別表第１の公共法人	沖縄振興開発金融公庫法、港湾法、国立大学法人法、社会保険診療報酬支払基金法、地方公共団体金融機構法、地方公共団体情報システム機構法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、地方独立行政法人法、独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法、公有地の拡大の推進に関する法律、日本下水道事業団法、総合法律支援法、日本中央競馬会法、日本年金機構法、放送法 独立行政法人等登記令、組合等登記令	○	○	商業登記に準ずる登記情報 独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報	沖縄振興開発金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属している、もの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
6	その他の設立登記法人（公益法人等）	法人税法別表第２の公益法人等	商品先物取引法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、医療法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、貸金業法、私立学校法、消防法、行政書士法、漁業災害補償法、中小漁業融資保証法、漁船損害等補償法、道路運送車両法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、高圧ガス保安法、電気事業法、広域臨海環境整備センター法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、更生保護事業法、船舶安全法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、自動車安全運転センター法、司法書士法、社会福祉法、社会保険労務士法、宗教法人法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、商工会法、商工会議所法、中小企業団体の組織に関する法律、商品先物取引法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律、職業能力開発促進法、信用保証協会法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、税理士法、石炭鉱業年金基金法、船員災害防止活動	○	○	商業登記に準ずる登記情報 独立行政法人等登記令、組合等登記令に基づく登記情報	委託者保護基金、一般財団法人（非営利型法人、一部の市街地再開発組合を含む）、一般社団法人（非営利型法人、一部の市街地再開発組合を含む）、医療法人（社会医療法人）、外国人技能実習機構、貸金業協会、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業信用基金協会、漁船保険組合、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、原子力発電環境整備機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、公益財団法人、公益社団法人、更生保護法人、小型船舶検査機構、国家公務員共済組合（日本郵政共済組合）、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険団体連合会（1）、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉法人、社会保険労務士会、宗教法人、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工組合（組合員出資無し）、商工組合連合会（会員出資無し）、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、職員団体等（法人）、職業訓練法人、信用保証協会、生活衛生同業組合（組合員出資無し）、生活衛生同業組合連合会（会員出資無し）、税理士会、石炭鉱業年金基金、船員災害防止協会、全国健康

No	法人種別	法人分類	根拠法	法人	登記	代表者の本人確認	登録法人
			の促進に関する法律、健康保険法、地方公務員等共済組合法、損害保険料率算出団体に関する法律、競馬法、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法、労働災害防止団体法、中小企業等協同組合法、金融商品取引法、独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法、土地改良法、土地家屋調査士法、日本勤労者住宅協会法、公認会計士法、日本私立学校振興・共済事業団法、日本赤十字社法、日本電気計器検定所法、弁護士法、弁理士法、金融商品取引法、水先法、農業保険法、農業協同組合法、農業信用保証保険法、農水産業協同組合貯金保険法、農村負債整理組合法、保険業法、輸出入取引法、預金保険法、労働組合法 独立行政法人等登記令、組合等登記令				保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、損害保険料率算出機構、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、投資者保護基金、独立行政法人（以外のもので、国又は地方公別表第一に掲げるもの共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地改良事業団体連合会、土地家屋調査士会、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本勤労者住宅協会、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、認可金融商品取引業協会（登録無し）、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）、農業信用基金協会、農水産業協同組合貯金保険機構、負債整理組合、弁護士会、保険契約者保護機構、水先人会、輸出組合（組合員出資無し）、輸入組合（組合員出資無し）、預金保険機構、労働組合（法人）、労働災害防止協会
7	その他の設立登記法人（協同組合等）	法人税法別表第 3 の協同組合等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、水産業協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法、消費生活協同組合法、信用金庫法、森林組合法、船主相互保険組合法、たばこ耕作組合法、中小企業等協同組合法、内航海運組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、輸出入取引法、輸出水産業の振興に関する法律、労働金庫法 組合等登記令	○	○	商業登記に準ずる登記情報 組合等登記令に基づく登記情報	生活衛生同業組合（組合員出資）、生活衛生同業組合連合会（会員出資）、生活衛生同業小組合、共済水産業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合（組合員給与支給除外）、商工組合（組合員出資）、商工組合連合会（会員出資）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、森林組合、森林組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生産森林組合（組合員給与支給除外）、船主相互保険組合（船主責任相互保険組合）、たばこ耕作組合、中小企業等協同組合（企業組合除外）、内航海運組合、内航海運組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会（財務大臣指定除外）、農事組合法人（組合員給与支給除外）、農林中央金庫、輸出組合（組合員出資）、輸出水産業組合、輸入組合（組合員出資）、労働金庫、労働金庫連合会
8	その他の設立登記法人（その他）	-	地方自治法、区分所有法、条例等	○	○	商業登記に準ずる登記情報	自治会（一部）、町内会（一部）、町会（一部）、管理組合法人、職員互助会（一部）　★通常、一般社団法人、一般財団法人等である
			-	○	○	商業登記に準ずる登記情報	青色申告会(一部）、青色申告会連合会（一部）、全国青色申告会総連合、医師会（一部）、薬剤師会（一部）　★通常、一般社団法人、公益社団法人である
9	その他（公共法人）	法人税法別表第 1 の公共法人	土地改良法、都市再開発法、土地区画整理法	○	－	都道府県の公印証明	土地改良区、土地改良区連合、市街地再開発組合（設立登記法人を除く）、土地区画整理組合
			水害予防組合法	○	－	なし	水害予防組合(一部)
10	その他（公益法人）	法人税法別表第 2 の公益法人	確定給付企業年金法、健康保険法、国民年金法	○	－	厚生局の公印証明	企業年金基金、健康保険組合、国民年金基金
			確定給付企業年金法、勤労者財産形成促進法、健康保険法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、国民年金法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、地方公務員等共済組合法	○	－	なし	企業年金連合会、勤労者財産形成基金、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合（日本郵政共済組合を除く 19 共済組合）、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会（設立登記法人以外）、国民年金基金連合会、住宅街区整備組合（現状登録無し）、地方公務員共済組合
11	その他（協同組合等）	法人税法別表第 3 の協同組合等	森林組合法	○	○	組合等登記令に基づく登記情報	森林組合（一部）
			中小企業等協同組合法	○	－	なし	協同組合（一部、支部、協議会等）
12	その他（根拠法有り）	-	厚生年金保険法	○	－	厚生局の公印証明	厚生年金基金
			マンションの建替え等の円滑化に関する法律	○	－	都道府県の公印証明等	マンション建替組合、マンション敷地売却組合

No	法人種別	法人分類	根拠法	法人	登記	代表者の本人確認	登録法人
			生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	○	○	組合等登記令に基づく登記情報	生活衛生同業組合（一部）、防災街区計画整備組合（登録なし）
			社会福祉法、宗教法人法、中小企業団体の組織に関する法律、弁護士法、労働組合法 、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	○	－	なし	社会福祉協議会（一部）、宗教法人（一部）、宗教団体（教会等）、協業組合（一部）、弁護士会連合会(一部）、労働組合（一部）、防災街区整備事業組合
			地方自治法	－	－	地方自治体の認可地縁団体証明	自治会（一部）、町内会（一部）、町会（一部）
			納税貯蓄組合法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、地方自治法、区分所有法、条例等	－	－	なし	納税貯蓄組合（一部）、納税貯蓄組合連合会(一部)、労働保険事務組合（一部）、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、管理組合（一部）、職員互助会（一部）
13	その他（根拠法無し）	-	-	－	－	なし	土地区画整理組合連合会（一部）、再開発準備組合（一部）、酒販組合青申会、商工会議所連合会（一部）、商工会議所（税務相談所、商工会館）、生活衛生同業組合協議会、税理士会支部等（一部）、全国農業信用基金協会協議会、漁業協同組合（協議会、長会）、信用金庫協会（一部）、労働金庫互助会、青色申告会(一部）、青色申告会連合会（一部）、青色共済会、xx 連合会（多数）、医師会（一部）、薬剤師会（一部）、その他の任意団体

■　法人税法　別表第一　公共法人の表（第二条関係）の名称・根拠法と独立行政法人等登記令、及び組合等登記令との対応関係

名称	根拠法	独立行政法人等登記令	組合等登記令
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	○	
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）		
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）		
港務局	港湾法		○
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	○	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	○	
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）		
水害予防組合連合			
大学共同利用機関法人	国立大学法人法		
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）		
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	○	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）	○	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）		○
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）		○
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）		○
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	○	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）		○
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）		
土地改良区連合			
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）		
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	○	
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	○	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	○	
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）	○	
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号	○	
		9/37 分類※1	5/56 分類※2

※1 独立行政法人等登記令 別表の 37 分類のうち 9 分類に対応（重複あり）
※2 組合等登記令 別表の 56 分類のうち 5 分類に対応

■　法人税法　別表第二　公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）の名称・根拠法と独立行政法人等登記令、及び組合等登記令との対応関係

名称	根拠法	独立行政法人等登記令	組合等登記令
委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）		○
一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）		
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）			
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法		○
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	○	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）		○
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法		○
企業年金基金	確定給付企業年金法		
企業年金連合会			
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	○	
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）		○
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）		○
漁業共済組合連合会			○
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）		○
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）		
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法		
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	○	
健康保険組合	健康保険法（大正十一年法律第七十号）		
健康保険組合連合会			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	○	
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）		○
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	○	
広域的運営推進機関	電気事業法	○	
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）		○
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
公益社団法人			
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）		○
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	○	
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法		
国家公務員共済組合連合会		○	
国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）		
国民健康保険団体連合会			
国民年金基金	国民年金法		
国民年金基金連合会			
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）		
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	○	
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）		○
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）		○
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）		○
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）		
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）		
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）		
酒造組合中央会			
酒造組合連合会			

名称	根拠法	独立行政法人等登記令	組合等登記令
酒販組合			
酒販組合中央会			
酒販組合連合会			
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）		○
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）		○
商工会連合会	商工会法		○
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）		
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）			
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）		○
商品先物取引協会	商品先物取引法		○
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）	○	
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）		
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）		○
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）		○
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）		○
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）			○
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）		○
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）	○	
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）		○
全国健康保険協会	健康保険法	○	
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	○	
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法		○
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）		
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	○	
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法		
地方公務員共済組合連合会		○	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	○	
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法		○
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）		○
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）		
投資者保護基金	金融商品取引法		○
独立行政法人（以外のもので、国又は地方公別表第一に掲げるもの共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法		
土地改良事業団体連合会	土地改良法		○
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）		○
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法		○
日本行政書士会連合会	行政書士法		○
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	○	
日本公認会計士協会	公認会計士法	○	
日本司法書士会連合会	司法書士法		○
日本商工会議所	商工会議所法		○
日本消防検定協会	消防法	○	
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法	○	
日本税理士会連合会	税理士法		○
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	○	
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）	○	
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法		○

名称	根拠法	独立行政法人等登記令	組合等登記令
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）		
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	○	
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）		○
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法		○
農業共済組合	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）		○
農業共済組合連合会			○
農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	農業協同組合法		○
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）		○
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	○	
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）		
弁護士会	弁護士法		
保険契約者保護機構	保険業法		○
水先人会	水先法		○
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）		
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）		○	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）		
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）		
労働災害防止協会	労働災害防止団体法		○
		25/37※1	30/56 分類※2

※1 独立行政法人等登記令 別表の 37 分類のうち 25 分類に対応

※2 組合等登記令 別表の 56 分類のうち 30 分類に対応（重複あり）

■　法人税法　別表第三　協同組合等の表（第二条関係）の名称・根拠法と独立行政法人等登記令、及び組合等登記令との対応関係

名称	根拠法	独立行政法人等登記令	組合等登記令
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律		○
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）			○
生活衛生同業小組合			○
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）		
漁業協同組合			
漁業協同組合連合会			
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）			
商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律		
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）			
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）		○
商店街振興組合連合会			○
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）		
消費生活協同組合連合会			
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）		
信用金庫連合会			
森林組合	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）		○
森林組合連合会			○
水産加工業協同組合	水産業協同組合法		
水産加工業協同組合連合会			
生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林組合法		○
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）		○
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）		○
中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法		
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）		○
内航海運組合連合会			○
農業協同組合	農業協同組合法		○
農業協同組合連合会（別表第二の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。）			○
農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）			○
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）		○
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法		
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法年第百五十四号）		
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法		
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）		
労働金庫連合会			
		0/37 分類※1	8/56 分類※2

※1 独立行政法人等登記令 別表の 37 分類はいずれも対応しない
※2 組合等登記令 別表の 56 分類のうち 8 分類に対応（重複あり）

■　（参考）　独立行政法人等登記令　別表（第一条、第二条、第六条関係）

名称	根拠法	登記事項
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	資本金
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	
銀行等保有株式取得機構	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 解散の事由
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	
広域的運営推進機関	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）	
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）	
全国健康保険協会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	資本金
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金 出資一口の金額 公告の方法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	資本金
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	資本金
日本消防検定協会	消防法	
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	資産の総額
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）	
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）	資本金
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	
日本郵政共済組合	国家公務員共済組合法	
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	資本金
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	資本金

■　（参考）　組合等登記令　別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	資産の総額
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	資産の総額
学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
監査法人	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
管理組合法人 団地管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律	共同代表の定めがあるときは、その定め
行政書士会 日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	
行政書士法人	行政書士法	社員（行政書士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員が行政書士法第十三条の八第三項第四号に規定する特定社員であるときは、その旨及び当該社員が行うことができる特定業務（同法第十三条の六に規定する特定業務をいう。） 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
漁業共済組合 漁業共済組合連合会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）	地区（漁業共済組合に限る。） 出資の総額
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	区域 出資一口の金額 出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）	資産の総額
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	資産の総額
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	港務局を組織する地方公共団体 港湾区域
司法書士会 日本司法書士会連合会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）	

名称	根拠法	登記事項
司法書士法人	司法書士法	社員（司法書士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員が司法書士法第三十六条第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	資産の総額
社会保険労務士会 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	
社会保険労務士法人	社会保険労務士法	社員（社会保険労務士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員が社会保険労務士法第二十五条の十五第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
商工会議所 日本商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）	地区（商工会議所に限る。）
商工会 商工会連合会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	地区（商工会に限る。）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
商店街振興組合 商店街振興組合連合会	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
商品先物取引協会	商品先物取引法	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
職業訓練法人 都道府県職業能力開発協会 中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	資産の総額（職業訓練法人に限る。） 地区（都道府県職業能力開発協会に限る。） 設置する職業訓練施設の名称
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）	資産の総額
森林組合 生産森林組合 森林組合連合会	森林組合法	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）	地区（生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合に限る。） 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせる組合、小組合及び会員に出資をさせる連合会に限る。）
税理士会 日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め（税理士会に限る。） 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項（税理士会に限る。）
税理士法人	税理士法	社員（税理士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）	

名称	根拠法	登記事項
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）	出資一口の金額 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 設立認可年月日 合併認可年月日
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）	地区（たばこ耕作組合中央会を除く。）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）	
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	資本金
投資者保護基金	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	
土地改良事業団体連合会	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	地区
土地家屋調査士会 日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法	社員（土地家屋調査士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員が土地家屋調査士法第三十五条第二項に規定する特定社員であるときは、その旨 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
特許業務法人	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	社員（特許業務法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
内航海運組合 内航海運組合連合会	内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）	
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法	資産の総額 公告の方法
農業共済組合 農業共済組合連合会	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）	区域 公告の方法
農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人	農業協同組合法	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。） 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	区域 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

名称	根拠法	登記事項
農住組合	農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 法人成立の年月日
弁護士法人	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	社員（弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第百五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額
防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法
水先人会 日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	
労働災害防止団体（中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会）	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）	

別紙２：アカウント調査

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
1	調達	GEPS	政府電子調達	https://www.geps.go.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・事前に調達ポータルでの端末・環境設定と利用者申請が必要となり、その際電子証明書・マイナンバーカードが必要 https://www.geps.go.jp/how_to_use https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101 https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0102	電子署名：アカウント認証	・電子証明書の有効期限は、認証局毎に設定されており、最長 27 ヶ月（電子認証登記所）から最長 5 年（e-Probatio PS2 サービス等）と様々である。民間認証局は、法人番号にも対応している。 ▼利用可能な電子証明書 https://www.geps.go.jp/how_to_use#%E9%9B%BB%E5%AD%90%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E5%BE%97	・電子証明書は、継続（新規）手続きにより、新たに発行される。 AOSign サービスのみ、最初の有効期限が 5 年未満の場合に、5 年まで延長できるサービスがある。	・有 ・電子署名法、マイナンバーカードの有効期間について	・期限内なら何度でも	・電子証明書によるログインが必要なので、その都度、登録されている利用者情報と比較される。	・有 https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/announce.pdf https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf	・有 ・対象業務による
2	登記	―	登記・供託オンライン申請システム	http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・簡単証明書請求による請求方法は、環境設定と申請者情報登録が必要 http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/flow/kantan/kankyo.html ・申請用統合ソフトによる申請・請求方法は、専用アプリのインストール、環境設定、申請者情報登録、電子証明書の取得等が必要 http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/flow/sogosoft/kankyo.html	電子署名：サービス認証	・最終利用から１年が経過したご利用者に対して、申請者情報削除の通知メールを送信。当該メール送信日から３０日以内に本システムにログインされない場合、申請者情報が削除される。 https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/etc/sakujokeikoku.html ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められている。 ▼利用可能な電子証明書 https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/security/riyokano_syoumei.html	・改めて申請者情報を登録し、新たな申請者 ID を取得 ※削除後に、申請者情報の復旧及び当該申請者 ID と同一 ID での申請者情報の再登録は不可 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・申請者 ID はなし ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。	・有 https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/etc/deputy.html	・有 ・不動産登記関係、商業・法人登記関係、動産譲渡登記関係、債権譲渡登記関係、成年後見登記関係、供託関係、電子公証関係
3	国税	e-Tax	国税電子申告・納税システム（e-Tax） (国税申告等手続の窓口)	http://www.e-tax.nta.go.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」、「商業登記認証局」、「民間認証局」などの電子証明書が必要 http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/index.htm http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin.html	電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められている。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm ・e-Tax に利用時に発行される利用者識別番号の有効期限は、最終のログインから 5 年間ログインしなかった場合には、失効 http://www.e-tax.nta.go.jp/horeito/horei7.htm	・電子証明書は、GEPS と同じ ・利用者識別番号が失効した場合は、変更等届出書の提出が必要 http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo3.htm	・有 ・利用者識別番号の場合、「国税電子申告・納税システムの利用規約」 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名（電子証明書）を付与して申請するので、その都度確認される。	・有 http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/kanbenka/42.htm	・有 ・国税に関する各種手続き

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
4	地方税	eLTAX	eLTAX　地方税ポータルシステム	http://www.eltax.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」、「商業登記認証局」、「民間認証局」などの電子証明書が必要 http://www.eltax.jp/www/genre/1399965589603/index.html http://www.eltax.jp/www/contents/1399963905507/index.html	電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められている。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.eltax.jp/www/contents/1399963905507/ ・eLTAX のログイン時に必要な利用者 ID は eLTAX へログインしない期間が「5 年」を経過した場合もしくは利用届出（廃止）の手続きをした場合 http://www.eltax.jp/www/contents/1399964386561/index.html http://www.eltax.jp/www/contents/1399984794381/index.html	・電子証明書は、GEPS と同じ ・あらためて利用届出（新規）を行う	・有 ・利用者 ID の場合、地方税ポータルシステムの利用規約 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名（電子証明書）を付与して申請するので、その都度確認される。	・有 http://www.eltax.jp/www/contents/1399969576473/index.html	・有 ・地方税に関する各種手続き
5	補助金	ミラサポ	ミラサポ　未来の企業★応援サイト（補助金・助成金）	https://www.mirasapo.jp/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・会員登録で個人 ID 取得 https://mirasapo.secure.force.com/presignup/pre_signup01?_ga=2.155054621870919931.1548312231-789760211.1548312231 ・企業登録で企業 ID 取得 https://www.mirasapo.jp/guide/id.html	ログインアカウント	・ミラサポを退会するまで利用できる。 https://www.mirasapo.jp/faq.html https://www.mirasapo.jp/guide/tos.html?_ga=2.178542500.1870919931.1548312231-789760211.1548312231	・再度登録が必要、以前使用していたメールアドレスは使用できない。	・有 ・補助金、助成金による	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・有：派遣専門家の電子申請が代理申請のみ https://faq.mirasapo.jp/app/answers/detail/a_id/192/kw/%E4%BB%A3%E7%90%86	・有 ・補助金、助成金による
6	補助金	-	IT 導入補助金	https://www.it-hojo.jp/	・法人・個人事業主がアカウント取得可能 ・法人は、履歴事項全部証明書が必要 ・個人事業主は、公的身分証または開業届等が必要 IT 導入支援事業者登録 https://www.it-hojo.jp/faq/03.html 交付申請 https://www.it-hojo.jp/applicant/how-to-apply.html	ログインアカウント	・有効期限の説明なし ・IT 導入支援事業者登録期間、交付申請期間が定められている https://www.it-hojo.jp/faq/03.html https://www.it-hojo.jp/applicant/how-to-apply.html	・期限内での利用のみ	・有 ・平成 29 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業等	・平成 29 年度補正の本事業を通して 1 法人につき 1 度のみ応募する（及び交付決定を受ける）ことができる https://www.it-hojo.jp/h29/doc/pdf/h29_application_manual.pdf	・交付申請は都度 https://www.it-hojo.jp/applicant/how-to-apply.html	・有：IT 事業者ポータルアカウントを持つ IT 導入支援事業者による代理申請	・有 ・平成 29 年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業等
7	健康保険 社会保険・労働保険	e-Gov	電子政府の総合窓口（e-Gov）（社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口）	http://www.e-gov.go.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・ID･パスワードが必要な手続には、公的機関が発行した証明書の写しや商業登記事項証明書などが必要となる場合が必要な場合がある。（健康保険組合等の特定の手続） ・電子署名が必要な手続には、電子証明書が必要。（社会保険・労働保険等の一般的な手続） http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000020001	電子署名：サービス認証	・500 日を通しユーザ ID･パスワードを使って電子申請･届出を一度も利用しない場合、当該ユーザ ID･パスワードは失効する。(厚生労働省ユーザ ID・パスワード発行申込説明書) ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められている。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html	・再利用できないため、ID･パスワード発行申込が必要 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・健康保険制度、社会保険制度 ・ID･パスワードは、厚生労働省ユーザ ID・パスワード発行申込説明書 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。	・有 http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000020001（ユーザＩＤ・パスワード発行申込説明書）	・有 ・健康保険制度、社会保険制度

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
8	社会保険・労働保険	e-Gov	社会保険・雇用保険の磁気媒体届書プログラムを利用した電子申請（日本年金機構）	https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・平成 27 年 1 月 1 日から、法人事業所が電子申請を行う場合において、法人に対して発行される電子証明書に加え、事業主や事業主代理人（※）の個人に対して発行される電子証明書を利用して申請可能 https://www.nenkin.go.jp/faq/denshi/shinsei/denshishinsei/20150105-03.html	電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/20150601-01.html	・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・社会保険制度 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。	・有 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai.html	・有 ・社会保険制度
9	社会保険・労働保険	-	年金ネット	https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/Z06/W_Z0602SCR.do	個人がアカウント取得可能 ・基礎年金番号が必要 ・アクセスキーの有無で手続きが異なる https://www.nenkin.go.jp/n_net/registration.html	ログインアカウント	・「ユーザ ID」、「パスワード」、「秘密の質問と答え」に有効期限はない、「パスワード」と「秘密の質問と答え」は定期的に変更することが望ましい https://www.nenkin.go.jp/faq/n_net/login/userid/20150508.html ・アカウントロック有り https://www.nenkin.go.jp/faq/n_net/login/userid/20150520.html	・有効期限はない ・アカウントロックの解除には、専用番号への申し出が必要 https://www.nenkin.go.jp/faq/n_net/login/userid/20150520.html	・有 ・公的年金制度	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・公的年金制度
10	社会保険・労働保険	-	政府統計オンライン調査総合窓口	https://www.e-survey.go.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・各統計調査実施機関から調査対象者 ID 等が配布される https://www.e-survey.go.jp/site	ログインアカウント	・ID･パスワード認証に 5 回以上失敗するとロック ・統計調査により、回答できる期間が異なる https://www.e-survey.go.jp/site	・ロック後 15 分程時間をおいて再度ログイン ・統計調査により、回答できる期間が異なる https://www.e-survey.go.jp/faq	・有 ・統計法	・統計調査により、回答できる期間、回答後の修正方法が異なる https://www.e-survey.go.jp/faq	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・統計法
11	社会保険・労働保険	-	外国人雇用状況届出システム	https://gaikokujin.hellowork.go.jp/report/700010.do?screenId=700010&action=initDisp	・法人・個人事業主がアカウント取得可能 ・雇用保険適用事業所番号の有無で手続きが異なる、事業所情報の登録が必要 https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/gaikokujin_koyoujyoukyoutodokede_sousamanyuaru_.pdf	ログインアカウント	・有効期限の説明なし	・有効期限の説明なし	・有 ・外国人雇用状況の届出制度	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・外国人雇用状況の届出制度

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
12	登記	-	登記情報提供サービス	http://www1.touki.or.jp/gateway.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・一時利用は、クレジットカードとメールアドレスが必要 ・個人利用は、クレジットカードが必要 ・法人利用は、預金口座、会社の登記事項証明書、印鑑証明書が必要 ・公共機関利用、代表者の職印が必要 ・公共電子確認は、行政機関の長の職印が必要 https://www1.touki.or.jp/use/index.html	ログインアカウント	・一時利用は、登録後 30 分以内の登記情報請求、最大 4 ヶ月のマイページ利用 ・個人利用は、利用者 ID の期限は無く、パスワード期限が 365 日 ・法人利用、公共機関利用は、管理者 ID の期限は無く、パスワード期限が 365 日、管理者が利用者 ID 管理 ・公共電子確認は、管理者 ID の期限は無く、パスワード期限が 365 日、管理者が利用者 ID 管理、照会番号の期限が 100 日 https://www1.touki.or.jp/use/index.html	・個人利用、法人利用、公共機関利用、公共電子確認は、パスワード更新	・有 ・登記情報提供制度	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・登記情報提供制度
13	輸出入・港湾	NACCS	海上・航空通関情報処理システム（NACCS）（輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口）	http://www.naccs.jp/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・利用パソコン分のデジタル証明書が必要 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/	ログインアカウント	・契約解除するまで利用できる https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/ ・デジタル証明書の有効期限は、取得から 1 年間 ▼デジタル（クライアント）証明書について https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/digital/	・デジタル証明書の有効期間が終了する 28 日前から有効期間が終了する日までに更新、有効期限後はデジタル証明書の再発行手続きが必要	・有 ・輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続
14	輸出入・港湾	NACCS(FAINS)	輸入食品監視支援システム（食品等輸入の届出等手続の窓口）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・利用パソコン分のデジタル証明書が必要 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/	ログインアカウント	・契約解除するまで利用できる https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/ ・デジタル証明書の有効期限は、取得から 1 年間 ▼デジタル（クライアント）証明書について https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/digital/	・デジタル証明書は、NACCS と同じ	・有 ・輸入食品監視業務（食品衛生法に基づく輸入手続）	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・輸入食品監視業務（食品衛生法に基づく輸入手続）
15	輸出入・港湾	ANIPAS(NACCS に統合)	動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）（指定検疫物の輸入の届出等手続の窓口）	http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・利用申込が必要 https://webaps.nac6.naccs.jp/dfw/nss/apsapp/UCCU01/CCU01W01E_Init01.do	ログインアカウント	・契約解除するまで利用できる https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/ ･パスワードの有効期限は 180 日 http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/pdf/password_management.pdf ・パスワードを連続して 10 回間違えると、アカウントをロック http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/qanda/anipas.html#accountlock	・新規に利用申込 ・有効期限後のパスワードは変更が必要 ・ロック解除は、利用者 ID とパスワードのヒントの答えによりパスワードを通知	・有 ・動物検疫関連業務（犬や猫の輸出入手続、畜産物・動物の輸出入手続）	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・動物検疫関連業務（犬や猫の輸出入手続、畜産物・動物の輸出入手続）

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
16	輸出入・港湾	NACCS(APS)	植物検疫検査手続電算処理システム（輸入植物等の検査の申請等手続の窓口）	http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・利用申込が必要 http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html	ログインアカウント	・契約解除するまで利用できる https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/ ・パスワードの有効期限は 180 日 http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/pdf/password_management.pdf ・パスワードを連続して 10 回間違えると、アカウントをロック http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/qanda/anipas.html#accountlock	・新規に利用申込 ・有効期限後のパスワードは変更が必要 ・ロック解除は、利用者 ID とパスワードのヒントの答えによりパスワードを通知	・有 ・植物検疫検査手続（植物防疫法等）	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・植物検疫検査手続（植物防疫法等）
17	自動車登録	-	自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の新車新規登録等手続の窓口）	http://www.oss.mlit.go.jp/portal/	・法人・個人がアカウント取得可能 ・「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」、「商業登記認証局」、「民間認証局」などの電子証明書が必要 http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/jizen-junbi/index.html ・行政書士等の大量申請者は、利用者 ID が必要 http://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/lump/index.html	ログインアカウント 電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる ▼利用可能な電子証明書 http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/jizen-junbi/denshi-shoumei/index.html ・利用者 ID に有効期限はない、ただし、使用実績が二年間存在しない場合は失効させることがある、パスワードの有効期限は 60 日 https://www.oss.mlit.go.jp/secure/tetsuduki/lump/kiyaku-riyousha-id-issuing/index.html	・電子証明書は、GEPS と同じ ・失効時は、利用者 ID の払い出しが必要、パスワードは、変更が必要	・有 ・自動車保有関係手続 ・自動車関連手続きのワンストップサービス　利用規約 https://www.oss.mlit.go.jp/secure/terms-of-use/index.html ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。 ・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・有：委任状 http://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/agent/index.html	・有 ・自動車保有関係手続
18	その他の分野	-	総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）	http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 ・「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」、「商業登記認証局」、「民間認証局」などの電子証明書と電子申請・届出アプリケーションが必要、利用者登録により、照会･変更用の ID･パスワード発行 https://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/pre001.html ・届出システム Lite には、無線従業者免許証または無線局免許状が必要	ログインアカウント 電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 https://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/pre001_1.html ・照会･変更用の ID･パスワードは、6 ヶ月を過ぎるとパスワード変更が必要、10 回連続でパスワードの入力を間違えるとアカウントをロック https://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/entry_020.html ・届出システム Lite の有効期限はない	・電子証明書は、GEPS と同じ ・照会･変更用の ID･パスワードは、パスワード変更が必要、電子申請・届出アプリケーションによりロック解除が必要 ・届出システム Lite の有効期限はない	・有 ・電波利用に係る手続 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。 ・照会･変更、届出システム Lite は、ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・有：委任状 https://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/index.html	・有 ・電波利用に係る手続
19	その他の分野	-	漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）	http://www.jafic.or.jp/tac/index.html	・法人が対象 ・大臣管理漁業の TAC を漁業団体からの電子報告で、知事管理漁業の TAC を県庁からの電子報告として受信	-	・Web に公開されていない	・Web に公開されていない	・有 ・TAC 法	・報告が必要な都度	・該当しない	・無	・有 ・TAC 法
20	その他の分野	e-Stat	政府統計の総合窓口（e-Stat）《政府統計オンライン調査総合窓口》（商業動態統計調査の申告等手続の窓口）	https://www.e-stat.go.jp/	・誰でもアカウント取得可能	ログインアカウント	・有効期限の設定なし	・有効期限の設定なし	・有 ・統計法	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・統計法

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
21	その他の分野	-	特殊車両オンライン申請システム（特殊車両通行許可申請等手続の窓口）	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/	・誰でもアカウント取得可能	ログインアカウント	・有効期限の設定なし	・有効期限の設定なし	・有 ・特殊車両通行許可制度	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・有：委任状 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/dairinin/dpy.html	・有 ・特殊車両通行許可制度
22	入札	-	国土交通省電子入札システム	http://www.e-bisc.go.jp/	・法人・個人事業主がアカウント取得可能 電子入札コアシステム対応の認証局の IC カード（電子証明書）が必要 http://www.e-bisc.go.jp/guide/card.html 利用者登録が必要 http://www.e-bisc.go.jp/guide/connect.html http://www.e-bisc.go.jp/guide/start.html	電子署名：アカウント認証	・IC カード（電子証明書）はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html	・IC カード更新可能 ・IC カード破損時は、新規利用者登録が必要 http://www.e-bisc.go.jp/faq/index03.html#01	・有 ・競争入札制度、各地方整備局等の電子入札運用基準 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・操作時に IC カード（電子証明書）が必要なので都度確認される。	・有：代表者の権限の委任等 http://www.e-bisc.go.jp/pdf/unyou2005.pdf	・有 ・競争入札制度、各地方整備局等の電子入札運用基準
23	入札	-	防衛装備庁：電子入札システム	http://www.mod.go.jp/atla/souhon/dennyusentaku1.html	・法人・個人事業主がアカウント取得可能 電子証明書（法人代表者は法務省商業登記認証局のもの、代理人または個人事業主は民間認証局のもの）が必要 http://www.mod.go.jp/atla/souhon/cals/densidounyu.htm	電子署名：アカウント認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.mod.go.jp/atla/souhon/cals/densidounyu.htm	・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・競争入札制度、中央調達（装備品等及び役務）における電子入札 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・操作時に電子証明書が必要なので都度確認される。	・有：委任状 http://www.mod.go.jp/atla/souhon/cals/densidounyu.htm	・有 ・競争入札制度、中央調達（装備品等及び役務）における電子入札
24	貿易	NACCS	電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html	・法人・個人がアカウント取得可能 利用パソコン分のデジタル証明書が必要 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/03_mousikomi_naccs.pdf 経済産業省への届出が必要	ログインアカウント	・契約解除するまで利用できる https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/ ・デジタル証明書の有効期限は、取得から 1 年間 ▼利用可能な電子証明書 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.html	・デジタル証明書は、NACCS と同じ	・有 ・外国為替及び外国貿易法に基づく、輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告の際の輸出入許可・承認証等の裏書き処理に至る輸出入手続	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・一部の申請は、委任用パスワードを取得することで代理申請が可能 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/06_toppics/08_dairi_shinsei.pdf	・有 ・外国為替及び外国貿易法に基づく、輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告の際の輸出入許可・承認証等の裏書き処理に至る輸出入手続
25	統計	-	オンラインによる統計報告	http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html	アカウント取得に資格が必要 各統計調査実施機関から調査対象者 ID 等を配布 https://www.e-survey.go.jp/site	ログインアカウント	・ID･パスワード認証に 5 回以上失敗するとロック ・統計調査により、回答できる期間が異なる https://www.e-survey.go.jp/site	・ロック後 15 分程時間をおいて再度ログイン ・統計調査により、回答できる期間が異なる https://www.e-survey.go.jp/faq http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/20180104qa.html#qa1_4	・有 ・統計法	・統計調査により、回答できる期間が異なる https://www.e-survey.go.jp/site	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・統計法

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
26	出願	-	特許庁への電子出願	http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/index.html	・法人・個人がアカウント取得可能 電子証明書（ファイル形式：個人、法人、IC カード形式：個人、官公庁、地方自治体）が必要 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/preparation/purchase.htm 識別番号（9 桁）：申請人利用者登録による新規取得が必要、ただし、新規弁理士、弁護士を除く http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/preparation/regist.htm	電子署名：サービス認証	・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/preparation/purchase.htm	・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・利用者登録時の説明、利用規約 https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/profile/inputUser.action ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される。	・有：代理人の届出 https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/syutugan_tetuzuki/00_00all.pdf	・有 ・特許庁への出願等の手続
27	申請、調達	e-Tokyo	東京電子自治体共同運営サービス （電子申請サービス、電子調達サービス）	https://www.e-tokyo.lg.jp/top/index.html	<申請用>の場合 ・誰でも利用可能（申請者 ID が不要な場合） ・法人・個人がアカウント取得可能 法人・個人毎に申請者 ID が必要な手続きの場合は、自治体別に申請者 ID 登録が必要、電子署名が必要な手続きの場合は、電子証明書が必要） http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/www/guide/howtouse.html <調達>の場合 ・誰でも利用可能（入札情報） ・法人・個人事業主がアカウント取得可能 電子入札・資格審査申請は、電子証明書（IC カード）が必要 https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmnsub/tmg/cmnj/jsp/before_index.htm	ログインアカウント 電子署名：サービス認証 電子署名：アカウント認証	<申請用>の場合 ・5 回以上ログインに失敗するとロックがかかります。 ・申請者 ID のパスワード有効期限は 90 日 <調達>の場合 ・競争入札参加資格の有効期限は、登録申請した月（申請日時）の直前の決算月の翌月から起算して 1 年 8 か月後の月の末日 <共通> ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/www/guide/howtouse.html	<申請用>の場合 ・10 分経ってから再度ログイン ・パスワード変更が必要 <調達>の場合 ・資格有効期限までの 8 か月の間において継続申請の手続きが必要 <共通> ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・地方公共団体への申請内容による ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証の場合は、登録されている情報が利用される ・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される ・IC カード（電子証明書）による操作が必要な場合は、その都度確認される	・有（電子申請） http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/www/guide/manual/02_sousa_tejun.pdf ・有（電子調達）	・有 ・地方公共団体への申請内容による ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等
28	申請	e-kanagawa	e-kanagawa 電子申請	http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/index.html	・誰でも利用可能（申請者 ID が不要な場合） ・法人・個人がアカウント取得可能 法人・個人毎に申請者 ID が必要な手続きの場合は、自治体別に申請者 ID 登録が必要、電子署名が必要な手続きの場合は、電子証明書が必要） http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/www/guide/howtouse.html	ログインアカウント 電子署名：サービス認証	・5 回以上連続してログイン認証に失敗すると、申請者 ID をロック ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/www/guide/howtouse.html	・10 分以上経過した後に、改めてログイン ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・地方公共団体への申請内容による ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証の場合は、登録されている情報が利用される ・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される	・有 http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/www/guide/manual/02_sousa_tejun.pdf	・有 ・地方公共団体への申請内容による

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
29	申請	-	埼玉県　電子申請・届出サービス	https://s-kantan.jp/topppage-saitama-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action	・誰でも利用可能（ログインしない手続きの場合） ・法人・個人がアカウント取得可能　ログイン利用の場合は、利用者 ID、電子証明書（必要な手続きの場合）が必要、代理申請の場合、代理者の利用者 ID、電子証明書が必要 https://s-kantan.jp/help/PREFST/	ログインアカウント 電子署名：サービス認証	・パスワードを規定回数間違った場合は利用停止 ・利用者が一定期間（913 日）ログインしていない場合、登録情報すべてを削除する、利用者 ID･パスワードは、利用が 3 年間行われない場合に構成団体の職権において抹消することができる https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/profile/inputUser.action ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる ▼利用可能な電子証明書 https://s-kantan.jp/help/PREFST/signature5-2.htm	・パスワードの再設定が必要 ・ログインしないで利用するか、利用者登録が必要 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・地方公共団体への申請内容による ・利用者登録時の説明、利用規約 https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/profile/inputUser.action ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証の場合は、登録されている情報が利用される ・電子署名が付与されている申請の場合は、その都度確認される	・有 https://s-kantan.jp/help/PREFST/	・有 ・地方公共団体への申請内容による
30	調達	-	東京都電子調達システム	https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp	・誰でも利用可能（入札情報サービス） ・法人・個人事業主がアカウント取得可能、電子入札・資格審査は、電子証明書（IC カード）が必要 https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp# ▼利用可能な電子証明書 https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/qer/	電子署名：アカウント認証	・入札参加資格の認定期間は最長 2 年間 ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html	・入札参加資格の認定を受ける ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・IC カード（電子証明書）による操作が必要な場合は、その都度確認される	・有 https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp#	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等
31	入札	-	かながわ電子入札共同システム	http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/	・誰でも利用可能（入札情報サービスシステム） ・法人・個人事業主がアカウント取得可能（資格申請システム：ID･パスワード方式、電子入札システム：電子証明書方式） ・資格申請システムは、一般法人の場合に法人番号が必要 ・電子入札システムは、ID（入札参加資格認定）、IC カード（電子証明書）が必要 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/uketsuke.html#shinsei http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/dennyu_junbi.html	ログインアカウント 電子署名：アカウント認証	・入札参加資格の認定期間は最長 2 年間 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/pdf/shinsei_kijun.pdf ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/dennyu_junbi.html	・入札参加資格の認定を受ける ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証の場合は、登録されている情報が利用される ・IC カード（電子証明書）による操作が必要な場合は、その都度確認される	有：IC カードの名義は、代表者または受任者（入札権限のある方）とし、受任者の名義の場合は、当該受任者を設定している団体及びその業種について IC カードを利用できる。 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/dennyu_junbi.html 代理人の委任状 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual.html	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等

NO	分類	略称	電子申請システム	URL	アカウント取得の条件	アカウント管理・利用の分類	アカウント有効期限	有効期限後の扱い（延長/破棄後に新規登録）	有効期限に関連する法令や制度の有無	アカウントを利用した申請頻度/間隔	申請都度、申請者の情報を確認するか否か	代理申請を受付ける場合の処理の有無	申請頻度/間隔に関連する法令や制度の有無
32	入札	-	埼玉県電子入札総合案内トップページ（入札情報公開システム、競争入札参加資格申請受付システム、電子入札システム）	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html	・誰でも利用可能（入札情報公開システム） ・法人・個人事業主がアカウント取得可能（競争入札参加資格申請受付システム：ID･パスワード方式、電子入札システム：電子証明書方式） ・競争入札参加資格申請受付システムは、一般法人の場合に法人番号が必要 ・電子入札システムによる電子入札の操作をする場合は、認証事業者が発行するコアシステム対応の電子証明書（IC カード）が必要 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html#c3	ログインアカウント 電子署名：アカウント認証	・パスワードの有効期限は、設定してから 2 年間、入札参加資格の認定期間は最長 2 年間 ・電子証明書はそれぞれ発行する認証機関で定められる。 ▼利用可能な電子証明書 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/ninsyokyoku.html	・パスワードは、入札参加資格の認定期間内 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等 ・電子証明書は、GEPS と同じ	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証の場合は、登録されている情報が利用される ・IC カード（電子証明書）による操作が必要な場合は、その都度確認される	・有（委任状） https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/kengen-henkou.html	・有 ・競争入札制度、地方自治法、建設業法等
33	申請	-	科研費電子申請システム	http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html	・府省共通研究開発管理システム（e-Rad）が発行した ID・パスワードを持つ法人がアカウント取得可能 ・応募者（研究者）の ID・パスワード発行依頼は、研究機関の運用担当がログイン後、申請する	ログインアカウント	・有効期限の説明なし	・有効期限の説明なし	・有 ・科学研究費助成事業	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・科学研究費助成事業
34	申請	-	JSPS 電子申請システム（国際交流事業、研究費要請事業、卓越研究員事業）	http://www-shinsei.jsps.go.jp/index2.html	・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている研究機関がアカウント取得可能 ・申請者の ID・パスワード発行依頼は、機関の所属長がログイン後、申請する	ログインアカウント	・パスワードの有効期限は 180 日 http://www-shinsei.jsps.go.jp/docs/manual1ko.pdf	・パスワード変更が必要	・有 ・国際交流事業、研究者養成事業、卓越研究員事業	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・有 ・国際交流事業、研究者養成事業、卓越研究員事業
35	銀行アプリ	-	スマートフォンアプリ：三菱 UFJ 銀行	http://www.bk.mufg.jp/sp/tsukau/app/index.html	・個人がアカウント取得可能 ・口座開設時に、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードのいずれかが必要	ログインアカウント	・ワンタイムパスワードは送信後 10 分、IB ログインパスワードは一定回数失敗でロック	・IB ログインパスワードは再登録	・無：三菱 UFJ 銀行のスマートフォンアプリ	・期限内なら何度でも	・生体認証、ワンタイムパスワード認証、IB ログインパスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・無：三菱 UFJ 銀行のスマートフォンアプリ
36	クレジットカードアプリ	-	スマートフォンアプリ｜クレジットカードの三井住友 VISA カード	https://www.smbc-card.com/mem/vps/vapp/index.jsp	・法人・個人がアカウント取得可能 ・三井住友 VISA カード所有者（指定口座開設者） ・Vpass 登録	ログインアカウント	・登録カードを解約した場合 ・本サービスを 6 ヶ月以上利用していない場合	・新規発行、新規登録	・無：三井住友カード会員の方のためのインターネットサービス	・期限内なら何度でも	・ID･パスワード認証のみ、登録されている情報が利用される	・無	・無：三井住友カード会員の方のためのインターネットサービス

認証局毎の電子証明書の有効期限

認証局	IC カード形式	ファイル形式	電子証明書の有効期限	Y
株式会社 NTT ネオメイト （e-Probatio PS2 サービス）	○	×	1 年(+1 ヶ月)	http://www.e-probatio.com/about/price/iccard.html
			2 年(+1 ヶ月)	
			3 年(+1 ヶ月)	
			4 年(+1 ヶ月)	
			5 年	
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 （DIACERT-PLUS サービス）	○	×	1 年	http://www.diacert.jp/plus/price/index.html
			2 年	
			3 年	
			4 年 10 ヶ月	
セコムトラストシステムズ株式会社 （セコムパスポート for G-ID）	×	○	2 年	https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html
			3 年	
株式会社帝国データバンク （TDB 電子認証サービス TypeA）	○	×	2 年版約 2 年 1 ヵ月(760 日)	http://www.tdb.co.jp/typeA/typeA/08.html
			3 年版約 3 年 1 ヵ月(1,125 日)	
			4 年版約 4 年 1 ヵ月(1,490 日)	
			5 年版約 4 年 10 ヵ月(1,765 日)	
電子認証登記所 （商業登記に基づく電子認証制度）	○ ※1 日本電子認証 （法人認証カードサービス）	○	3 ヶ月	https://www.ninsho.co.jp/hojin/price/index.html
			6 ヶ月	
			9 ヶ月	
			12 ヶ月	
			15 ヶ月	
			18 ヶ月	
			21 ヶ月	
			24 ヶ月	
			27 ヶ月	
東北インフォメーション・システムズ株式会社 （TOiNX 電子入札対応認証サービス）	○	×	2 年 1 ヶ月 （761 日）	https://www.toinx.net/ebs/service/cost01.html
			4 年 6 ヶ月 （1,643 日）	
日本電子認証株式会社 （AOSign サービス）	○	×	1 年＋30 日	https://www.ninsho.co.jp/aosign/price.html#CARD
			2 年＋30 日	
			3 年＋30 日	
			4 年＋30 日	
			5 年	
地方公共団体情報システム機構 （公的個人認証サービス）	○	×	発行の日から 5 回目の誕生日まで	https://www.kojinbango-card.go.jp/
			（署名用電子証明書及び	
			利用者証明書とも）	

別紙３：検討会議事要旨

第１回 法人共通認証基盤研究会　議事要旨

Ⅰ．日時：平成３０年１２月１４日（金）　１５：００～１７：００

Ⅱ．場所：経済産業省 本館２階 西３共用会議室

Ⅲ．出席者

構成員（敬称略）

袖山　喜久造　（SKJ 総合税理士事務所税理士）
中村　素典　（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授）
松本　泰　（セコム株式会社　IS 研究所）
宮内　宏　（宮内・水町 IT 法律事務所弁護士）
山口　利恵　（国立大学法人東京大学大学院　特任准教授）
山中　忠和　（三菱電機株式会社）
米丸　恒治　（学校法人専修大学法科大学院　教授）

オブザーバ

内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室、番号制度推進室）
内閣府（規制改革推進室）
総務省
法務省
厚生労働省
農林水産省
国土交通省

事務局

経済産業省
みずほ情報総研株式会社
株式会社コスモス・コーポレイション
株式会社レピダム

Ⅳ．配布資料

資料１－１　法人共通認証基盤検討会の開催について
資料１－２　座席表
資料１－３　法人共通認証基盤の機能等について
資料１－４　事業概要及び調査検討

参考資料１－１　技術調査状況
参考資料１－２　電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン
参考資料１－３　電子署名及び認証業務に関する調査研究等の報告書（抜粋）

Ⅴ．議事

１．開会
２．配布資料の確認
３．法人共通認証基盤検討会の開催について
４．委員紹介
５．検討議題
(1)　本検討に関連する経済産業省の取組
(2)　事業概要及び調査検討の概要
(3)　意見交換
６．閉会

Ⅵ. 議事概要

１．開会

経済産業省　中野室長より、検討会の開催に際して挨拶が行われた。

２．配布資料の確認

事務局による配布資料の確認が行われた。

３．法人共通認証基盤検討会の開催について

事務局により、資料 1-1 を用いて「法人共通認証基盤検討会の開催について」の説明が行われた。

４．委員紹介

事務局により、資料 1-1 を用いて委員の紹介が行われた。

５．検討課題

(1)　本検討に関連する経済産業省の取組

事務局により、資料 1-3 を用いて検討議題（１）についての説明が行われた。

(2)　事業概要及び調査検討の概要

事務局により資料 1-4 を用いて検討議題（2）についての説明が行われた。

(3)　意見交換

（1）と（2）の説明に対し、下記のような質疑応答があった。

・ 検討議題（1）と（2）について、事務局から一通り説明があったが、まずは全体を通して何か確認しておきたい事はあるか。
・ 今回の法人共通認証基盤に関して、法人の申請と個人の申請とを混同して説明しているように感じるが、今回の議論は、法人を対象にした議論であるか。
・ 法人から個人を結びつける話はほとんど出てきていない。個人から法人を結びつける話は一回出てくる。
- 例えば大会社があって、その社員が電子申請を出すのであろうが、その申請は会社から認められたものなのか。その辺りはどう整理するつもりなのか伺いたい。
・ gBiz プライムは法人代表者の方を氏名まで含めて確認した上で発行する。そのため、あく

まで「人」に結び付くという事である。
- その中の属性情報として法人情報が紐付くが、あくまで「人」をベースとする。gBiz プライムというのは法人代表者に紐付くので、基本的には一つの会社に一つであるが、複数代表者が登記されている場合があるので、その場合複数の gBiz プライムの取得の可能性がある。
- 次に、大会社となると、代表者が全ての手続を行う訳ではないので、その方の権限で gBiz メンバーというものを作る事は出来る。これは勿論従業員を想定しており、担当者が誰であるかまでは特定する事を想定している。
- そういう意味では P.6 の gBiz メンバーの作り方のところに承認や作成と書いてあるが、gBiz メンバーは従業員であり、従業員のアカウントは法人共通認証基盤の運営側では作らない。あくまでも、gBiz プライム（代表者）の方が作るか、若しくは紐付けといった形で gBiz メンバーにするということは出来る。
- 法人と申請との関係性の有効期限等の文言が出てきたが、employee と会社との関係性に関する管理基盤という説明は出てきていないのだが、重要な観点だと思う。
- gBiz プライムが gBiz メンバーを削除することができるので、そこでレビューは可能である。
- また、ご指摘の通り有効期限の話は必要だと思っており、最初は gBiz プライムそのものの有効期限も検討するが、gBiz メンバーの有効期限についてもご意見いただきたい。
- 今、法人という話は結構あったが「個人事業主」等はどのように考えているか。
- 手続の話を先にすると、例えば経産省では保安設備等の申請手続があり、その場合には株式会社も個人事業主も申請する場合がある。
- 正確な意味での個人事業主という定義を明確にはしておらず、事業に関連する個人は範疇に入っている。そういう意味では法人及び事業を営む個人を指しており、分かりやすく個人事業主といっている。
- 追加すると、個人事業主という定義はあるようで全くない世界でもあるので、定義から検討するというよりは、例えば、事業を営む個人が実質的に経産省に対し補助金を申請する場合がある場合に対応出来るような仕組にしていくことを検討する。いずれ定義はすると思うが、今回は検討外である。
- 先ほど質問した背景は、1-4 で民間展開の話が書かれているが、民間展開は個人情報保護法の関係で気になっている。個人事業主だと自宅でやっている方も多い。その場合、個人情報保護法とどう関連があるかを検討に入れるべきである。
- 一番難しいと思ったのが、最後の検討にあるアカウントの有効期限である。アカウントの有効期限というよりは、クレデンシャルの管理といった方が包括的であるが、商業登記されている場合（のユーザが登録する情報）は資料 1-3 の P.10 の基本情報であると認識している。これは国税庁法人番号公表サイトからの取得となっているが、そもそも商業登記の原本は直接使えないのか。
- 登記内容が変わった時は検出出来るのかが一番気になる。それが一番基本的な法人におけるクレデンシャル管理の信頼の起点となる。
- 住所地は変わるためアップデートの必要性は認識している。
- 誰がどの権利を持っているかという管理を基盤の方でやるのか、それとも実際の申請を受ける側のシステムでやるのか。
- 想定では、gBiz プライムが gBiz メンバーの管理をする。作るのも削除するのも gBiz プライムの権限としている。そこに付随して gBiz プライムが権利を与えるなどするつもりである。簡単に言うと、gBiz プライムが設定できる。

・ 申請システムで、どのように権限分けしているのか。色々な申請があるとすると、そうした一個一個についてここで全部管理しているという意味であるのか。
・ 今はインターネットベースでいうと、URI のレベルでしか認識するつもりはない。その中で個別の手続に分かれている場合は、そこから先は個別の手続の中で権限管理してもらう。
・ ご存知の通り、平成 32 年 4 月から資本金 1 億円以上の法人は、電子申告が義務化され、将来的には、全法人の申告が、電子申告として義務化されるようになるだろう。
・ すべての法人が代表者の個人印の電子署名を利用しているのだが、今は、法人代表者の実印に相当する電子証明書がないから、代表者個人の電子証明書を使っているわけである。
・ 今回の検討のスコープの中に法人代表者の実印に相当するような電子証明書があるのであれば、そういったものを使っていくということができるのではないか。
・ 我々としては、独自に法人代表者の実印みたいな制度を作るということは考えていない。どちらかと言うと、今ある法人代表者の証明書との連携を視野に入れているということである。
・ 今回の認証基盤で、何を証明するものなのか。
・ 質問の意図は、文書そのものが有効かどうかという話になると思うが、Electronic Commerce でもそうであるように、システムへのログイン時に、何処の誰かということを確認するというレベルを確認するのであって、その後に何が作られるかは別である。
・ 基本的な機能は、ログインのためである。ログインがメインとして、出来れば文書の真正性を担保するためにリモート署名でできないかという検討に入っているので、そこは分かりづらいのかもしれない。
・ 今やリモート署名だけではなくモバイル署名その他についても検討されるべき時期ではないかと思う。例えばスマートフォンや携帯での署名方式等についても、署名法上有効なものとして推定効が働くものとして検討してもよいのではという時期において、リモート署名だけを取り出してやるのは、比重がリモート署名に集中し過ぎているように思う。
・ 我々は署名担当ではなく、認証機能を使って何が出来るのかというアプローチになっている。ご指摘のとおり、スマートフォンをかざしてということもあると思うが、我々は法人共通認証基盤をどう活用するかというところから入っているので、出来る範囲としてはリモート署名ではないかと考えている。
・ 資料 1-3 の P.8 で気になるのが、法人の代表者の確認はちゃんとやるのだが、法人の代表者が gBiz メンバーを登録する時に、まじめにやるのかというのは誰が保証するのか。
・ 現状は利用規約である。利用規約でちゃんと管理してくださいということにとどまっているのは確かである。
・ 代表者がどういう責任を持つかというのが、サービスが増えてきた時にトラブルの元になる可能性があるので、よく検討した方がよい。
・ 結局、法人認証基盤自体が IdP になるということで、IdP は何を保証するか。例えば、RA を委任する場合は、委任先はこれを守っているのかという事を保証しなければならない。そこは結構、面倒な話だと思う。

・ 会社としてどういう損害があるかというのは、会社に考えて貰えばよいのではないか。あまり頑張ってやらずに会社に任せる方が、上手くいきそうな気がするというのが直感的なイメージである。
・ いい加減な事をやったら、その会社が困るという考え方でなるべく進めた方が良いと思う。
・ 印鑑証明と登録印で確認というのは、代表者を騙ってやってきた時にどう対応するのか。

・ そもそも、そういう事が出来る場合は、その会社の全ての契約を偽造出来る状況であるので、その対応は無理である。
・ gBiz プライムというのは、法人に一つなのか
・ 法人の代表者数である。印鑑が法務局にいくつか登録されているパターンがあるので、その場合はそれぞれが持ってくると、それぞれの代表者が gBiz プライムとして登録される。
・ 印鑑ごとということか。代表権者ごとではなくて。
・ 然り。必要に応じて発行していただく事が出来る。
・ P.13 に士業について書いてあるが、「士業などの特定の資格を伴う申請」があるのは勿論分かっているが、士業は会社に属していない人が代理人として申請する場合が結構ある。その場合委任状はどうするのか。裁判の場合には訴状を出す時に委任状は必ず付けて出す。特許庁の場合は、包括委任状をあらかじめ登録しておいてそれに基づいてやっている。
・ こうした関係は、本基盤とはどう関係してくるのか心配である。
・ いくつかの電子申請システムから、ユーザ情報として士業かどうかの情報を持てないかという話があった。
・ それと委任の話であるが、今回の説明資料に書いていないが実装している。士業の方が、例えば個人事業主として、gBiz プライムで登録したら、士業か分からないがその方と会社の gBiz プライムの方との委任関係というのはデータとして持つ事は出来る。
・ ただ、その方が士業かどうかについては、我々は関与しない。一般的な単なる委任関係かもしれないし、士業としての委任関係かもしれないが、そこは今のところ関与しない形になっている。
・ 現実に問題が起こった時に確認すればよいという事もかなりあると思っているので、ここで厳密にやる必要はないのかもしれない。
・ 民間が IdP、ID 管理するとなると、その辺は丁寧な ID 管理やパスワードリカバリー等を全部やってくれるので、それを利用・信頼して使うようにすると上手く回っていくのではないか。

６．閉会

事務局より、次回の研究会は 1 月 15 日（火）15:00 より開催する旨が連絡された。

以上

第２回 法人共通認証基盤研究会　議事要旨

Ⅰ．日時：平成３１年１月１５日（火）１５：００～１７：００

Ⅱ．場所：経済産業省　別館２階　２３１共用会議室

Ⅲ．出席者

構成員（敬称略）

中村　素典	（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授）
松本　泰	（セコム株式会社　IS 研究所）
宮内　宏	（宮内・水町 IT 法律事務所弁護士）
山口　利恵	（国立大学法人東京大学大学院　特任准教授）
山中　忠和	（三菱電機株式会社）
米丸　恒治	（学校法人専修大学法科大学院　教授）

オブザーバ

内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室、番号制度推進室）
内閣府（規制改革推進室）
総務省
法務省
国税庁
厚生労働省
農林水産省
国土交通省

事務局

経済産業省
みずほ情報総研株式会社
株式会社コスモス・コーポレイション
株式会社レピダム

Ⅳ．配布資料

資料２－１	座席表
資料２－２	構成員名簿
資料２－３	前回議事録（案）
資料２－４	スケジュールと進め方
資料２－５	認証等検討状況報告
資料２－６	署名等検討状況報告
資料２－７	運営等検討状況報告
資料２－８	申請等調査状況報告
資料２－９	方針等検討状況報告
参考資料２－１	技術レポート（案）
参考資料２－２	海外調査中間報告書（案）

参考資料２－３　　アカウント有効期限等の調査表

Ｖ．議事

１．開会

２．配布資料の確認

３．第１回議事録確認

４．検討議題

(1)　スケジュール／認証等検討状況

(2)　署名等検討状況

(3)　運営等検討／申請等調査検討状況

(4)　方針等検討状況

(5)　自由討議

５．閉会

Ⅵ．議事概要

１．開会

２．配布資料の確認

事務局による配布資料の確認が行われた。

３．第１回議事録確認

事務局により、資料２－３を用いて「第１回議事録（案)」の確認が行われた。

４．検討課題

(1) スケジュール／認証等検討状況

事務局により、資料２－４、２－５を用いてスケジュールと認証等検討状況についての説明が行われた。

(2) 署名等検討状況

事務局により、資料２－６を用いて「署名等検討状況」の説明が行われた。それに対し下記のような質疑応答があった。

・ 申請システムのほうで署名についても扱うようになっているが、ローカル署名のときはどうなるのかというのが知りたい。
・ つまりどこで署名するかという話と、署名のアプリケーションの問題を考えたときに、それは申請システムのほうで持つということが普通なのかどうかということ。
・ それから、どういう証明書を受け取るかというのは RP(リライングパーティー)の問題だから、果たして認証基盤の問題として捉えるべきかどうかといった疑問がある。
・ リモート署名の話でもちょっと違和感があるのは、ヨーロッパの適格署名の話である。
・ ヨーロッパは、元々以前から署名生成デバイスという考え方があるが、日本でそういった考えがなく、日本の電子署名法はそもそも署名環境の話は何もしていない。それに対してヨーロッパのリモート署名は、適格署名生成デバイスという考え方があり、それを、ローカルもリモートも、双方ともに適格署名生成デバイスのプロテクションプロファイルをもとに実現

しようとしている。
・ ただ、ここで言っている法人認証基盤は、認証レベルに関してレベル 2 の基準を考えている場合、私の理解ではそもそも認証自身が欧州の適格署名の要求レベルにはならない。なので、もう少し下のヨーロッパで言っているところのアドバンスド署名を目指すのがいいのではないかという気がしている。ただし、そこには良い基準がないため、議論が発散してしまうところがある。
・ アドバンスド署名でよいのかどうかという問題もあるが、日本の中でのビジネスとしては、アドバンスド署名で問題ないと思う。ただ、それを海外に持っていったときに、特にヨーロッパと相互承認みたいなものを目指すときは、適格電子署名も目指さなければいけないのかと思える。
・ 次回に向けてのまとめ方で、何で今リモート署名の議論をしているのかが分からなくなっている。行政として利用するというパターンと、ニーズを集めてもらった民間として利用するというパターンと、両方あると思うが、それぞれどのようなシーンが想定され、どのようなニーズに対応していくのかというところを説明した上で技術論をした方が、何で今この議論をしているのかというのが、きちんと位置付けられると思うので、その点、整理してほしい。
・ 参考資料 2-3 にアカウント有効期限等の調査票があるが、ここに電子申請システムのアカウント取得の条件が記載されていて、この議論を深めるとレベルの話が出てくるはず。この調査票は有効期限用に作られているが、実際どういうレベルのものが世の中でニーズとしてあるのか。作りやすいものを作ったら世の中の役に立つわけでは絶対にないので、本当に必要とされているレベルの整理をした上で、検討に入る方がわかりやすい。

(3) 運営等検討／申請等調査検討状況

事務局により、資料２-７、２-８を用いて「運営等検討」「申請等調査検討状況」の説明が行われた。それに対し下記のような質疑応答があった。

・ 検討 4 の表で、ポリシーを決めるのは政府が単一で決め、その下に民間の IdP があるという関係だが、その間にトラスト・フレームワーク・プロバイダー（TFP）は幾つかあり、政府としては TFP に対して委託しているという形になっている。それを利用する IdP は、自分のところの IdP が広く利用されるとメリットがあるので、そこは頑張って認定を受けようとするという構造になっていると思う。その点をうまく整理しておかないと誤解を生みそうな表になっているので注意してほしい。
・ 民間 IdP を利用しているというのは共通だが、それに至る理由や何を目的に進めたのかというところが、調査項目として重要ではないか。コスト削減という観点で、政府でやるより民間にやった方が効率的だということだけなのか、もう少しサービスの発展性や、新しい技術を民間 IdP が独自で作っていくことへの期待など、幾つか要素があるのではないか。
・ そういう意味では民間の ID を使うことでアカウントの継続性が出るから、そこで信頼性が上がるといった要素もあるのではないかと思われる。

(4) 方針等検討状況

事務局により、資料２-９を用いて「方針等検討状況」の説明が行われた。それに対し下記のような質疑応答があった。

・ 基盤の拡大、連携というところで、連携接続が可能な RP と書いてあるが、RP は公的機関

でないものも想定しているのか。
・ 当座は想定していない。ただし、今後、必要性があれば、RP として民間を許容するという可能性はあると考えている。リモート署名サービスを電子申請システムだけに使うのであれば、RP に公開しなくてもよいが、リモート署名サービスを民間側も利用可能ということを考えると、会計ソフトだけではなく、電子契約サービスみたいなものが認証などになる可能性がある。もしくは認証サービスそのものが民営化される等も想定されるのではないかと考えている。
・ サプライチェーンにおいて、日本から EU に何とか輸出したいときに、日本政府が何らかのお墨付きを与えた法人 ID があって、それによって電子申請するというパターンは、現在は、個々に対応しているかと思う。
・ ヨーロッパの e シールやアメリカのサプライチェーンセキュリティー等を見ていると、政府が運用しなくても、法人 ID が重要になるという気がしている。
・ e シールの概念としては、個人の事業者、もしくは個人代表者みたいなものが特定された形のものを想定しているのか。もしくは抽象概念的な法人という概念での署名というものを想定しているのか。
・ そこはよく分からない。e シールがヨーロッパで使われようとしている領域に PSD2、Payment Services Directive という法制度があり、これでは、完全に法人であり、個人ではない。それに対してサプライチェーンセキュリティー的に要求されているのは、個人を特定しないと意味がないみたいなところもあり、双方の要求があると考えている。
・ そのとおりである。PSD2 で要求しているのは法人の e シールで、e シールの中に金融機関、ファイナンシャルサービスとしての事業者番号、EU から認められる事業者番号を入れて、法人向けに証明書を発行する。
・ それでアプリケーションエリアで署名する。その署名にシールすることが求められている。PKI は個人ベースの証明書になっている。
・ まさにそういう世界に移りつつあるので、そういった基準を満足することは、ある程度、念頭に置かないと、世界的なサプライチェーンで必要となる認証を全て他国の IdP を使うことになる可能性がある。
・ 先程の質問で、IdP は民間かどうかとかという議論もあった。IdP が民間であれば、会計ソフトと勝手に連携するのは自由で、その辺はどのように認証基盤の方を設計するのかに依存している。
・ また、いろんな連携というのは結局、ポリシーの問題であり、基盤としてどうしていきたいのかということである。
・ 希望としては各構成員がどんどん出せるが、結局は政府としてどうしていきたいのかという話であろうと思える。
・ そのとおりである。法人共通認証基盤で重要なのは属性情報を持っていて、それを RP に対して提供できるということではないか。それができるのというのが、民間 IdP を使った連携という言葉の前提と思っている。
・ 現状では法人共通認証基盤は、あまり属性情報を持っていない。電子申請システムではないため。個別の申請データそのものは全くない。
・ 民間が電子申請とかで申請された情報というのを使うというニーズは、それはそれなりにあるのではないかと想定している。今のところはない機能であるが、例えば、認証基盤にあれば、利用できた方よいのではないか等のコメントがあればいただきたい。
・ そういう意味では利用者として、法人的な申請をした属性情報を使って、民間の RP にアク

セスしたいというニーズがあるかという話か。
・ それは、RP 側できちんと確認できた（お墨付きのある）属性情報が欲しいとかというニーズがあれば必要だと思う。
・ 例えば、金融機関で口座を開設する時に公的な書類が求められる。その時に電子的に口座を開設する世界が開けていくとすると、政府の認証機関に基づいて RP が民間の金融機関になる。例えばの話であるが。
・ そういう世界になってくれば、そういうニーズも出てくるだろうということが言えると思う。
・ 今の民間 RP は将来的な課題ではあるが、政府が作った法人 ID を国内の企業で使いたいというケースがあるのか、ないのかというところだと思うが、そういうことも視野に考えるべきだというのが、今回のヒアリングの趣旨だというふうに考えている。
・ あと、欧州など海外との連携は、分野が違うが輸出のときの手続きは非常に大変だという話は聞いてる。自社が何者だという証明は必要で、自社が出そうとしている製品が確かに作られているかどうかの証明は、中小企業には負担になっているであろうと考えられる。
・ この会社は確かにお墨付きを得た会社であることが、日本の認証を使ってそのまま EU なり米国なりに行けるというのは、論点として入れておくべきところであり、ぜひ前向きに取り組んでほしい。

(5)　自由討議

以下のような討議が行われた

・ 有識者ヒアリングのコンセプトとして示す内容として、民間サービス側で本当に連携するかどうかを判断するときに、どこと連携するのかという情報も必要。連携するときに、どういうような制約があるか、制限があるか、という情報があれば、本当に連携のしがいがあるものなのかという判断ができる。
・ あと、ここで検討すべきかどうかは、また別の話になるが、どこまで性能が出るのかという情報があればよい。

6．閉会

事務局より、第 3 回検討会開催の案内と次回の研究会は 2 月 28 日（木）13:00 より開催する旨が連絡された。

以上

第３回 法人共通認証基盤研究会　議事要旨

Ⅰ．日時：平成３１年２月２８日（木）１３：００～１５：００

Ⅱ．場所：経済産業省 本館２階 西３共用会議室

Ⅲ．出席者

構成員（敬称略）

中村　素典	（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授）
松本　泰	（セコム株式会社　IS 研究所）
宮内　宏	（宮内・水町 IT 法律事務所弁護士）
山口　利恵	（国立大学法人東京大学大学院　特任准教授）
山中　忠和	（三菱電機株式会社）
米丸　恒治	（学校法人専修大学法科大学院　教授）

オブザーバ

内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室、番号制度推進室）
内閣府（規制改革推進室）
総務省
法務省
厚生労働省
農林水産省
国土交通省

事務局

経済産業省
みずほ情報総研株式会社
株式会社コスモス・コーポレイション
株式会社レピダム

Ⅳ．配布資料

資料３－１　座席表
資料３－２　構成員名簿
資料３－３　前回議事録（案）
資料３－４　スケジュールと進め方
資料３－５　認証等検討状況報告
資料３－６　申請等調査状況報告
資料３－７　署名等検討状況報告
資料３－８　運営等検討状況報告

参考資料３－１　第二回迄の検討資料
参考資料３－２　アカウント有効期限等の調査表
参考資料３－３　法人代表者確認調査資料
参考資料３－４　技術レポート（案）

Ｖ．議事

１．開会

２．配布資料の確認

３．前回議事録確認

４．検討議題

(1)　スケジュール／認証等検討状況

(2)　申請等調査検討状況（アカウント調査）

(3)　署名等検討状況（リモート署名検討）

(4)　運営等検討（民間委託/民営化検討）

(5)　自由討議

５．閉会

Ⅵ．議事概要

１．開会

２．配布資料の確認

事務局による配布資料の確認が行われた。

３．前回議事録の確認

事務局により、前回議事録の確認があった。

４．検討課題

(1)　スケジュール／認証等検討状況

事務局から資料３－４を用いて検討議題（1）についての説明が行われた。

・ RP の実装に関して、RP だけではなく、IdP も含め、Biz エントリーと Biz プライムのアシュアランスレベルの要求が異なると想定しているが、その点は考慮されているのか。
・ Assertion のセキュリティ要件、単要素認証や二要素認証があり、本来はより高くなければいけないのではないか。
・ フェデレーションのところの Assertion への確認だと思うが、例えば NIST SP800-63-3 で FAL があるが、概況としては 1 である。
・ それで大丈夫かという議論は有識者も含めてしており、現時点で問題ないと思われる。EU の FinTech など、海外で FAL2 を想定し始めているので、将来的には別になるが、現時点では FAL1 で電子申請ということであれば問題ないというようなコメントを得ている。

(2)　申請等調査検討状況

事務局から資料３－６を用いて検討議題（2）についての説明が行われた。

・ P.11 の説明は異論がないが、みなし解散で登記された場合というのをどうやって認証基盤の方が知るかという問題はある。
・ みなし解散ではなく、普通に解散した時どうか。
・ もう一つ言えるのが、破産手続きが始まった時はどうか。

・ みなし解散を考えるのであれば、そういった手続きも考える必要があるのか。または、本当に考える必要があるか。または、ここまで言わなくてもいいのではないかという面も含めて、もし、検討するのであれば、普通の解散や破産なども検討すべきではないかという疑問である。
・ 今回は有効期間ということを調べ始めた。最長 12 年に一度は法務省で確認していただいているということは分かったという説明である。
・ また、最初はアカウント期限ということで話をしていたのでこのような説明になっているが、削除されたら、やはりアカウント停止する措置が必要だろうと考えている。
・ 全体として割と妥当な考え方だと思えるが、普通ではない特殊な状態になった時をどこまでどのように扱うかというのは、もう少し広く考えた方がよいという趣旨である。
・ システムの理想的な話では、削除登記自体はステータスが確認できるため対応可能である。一方、みなしのステータスは確認できないため、今後、登記事項証明書の政府間共有を含め、調整した上で実装したいと考えている。そのため、現時点では、方針ということで捉えていただきたい。
・ P.6 の法人代表者確認方法という所は、どこまで法人とするかという定義的なところだと認識している。この中で 1 点、4 番の外国会社等というところで、会社法・商業登記法が根拠になっているところ。例えば、今、国税庁がやっている法人番号を閲覧する所の中で、登記されていないような外国法人も含まれている。
・ 例えばパーマネント・エスタブリッシュメントといって、公共的施設がある外国法人については、日本で開業するために PE 認定する。そのときには納税者番号（いわゆる法人番号に類するもの）を付番して管理をしている。そこには登記されていないから、そういったものも外国会社等の等に含まれているということである。そこを強調しておきたいと思う。
・ あと法人としての確認方法というところで、登記されているものについては、どのように登記情報を入手して確認をするかというところが重要で、登記されていない部分については、過去いろいろ検討していただいて、いい確認方法があるということは分かっているが、例えば、国税庁でやっているのは、PE 認定された公共的施設の納税者番号や、納税義務のないような、例えば、源泉徴収だけを送られている法人にも番号が付いている。そういった法人については登記情報がないから、例えば、給与支払い住所としてとか、あるいは PE として届け出をした会社の届け出情報に基づいて国税庁が管理しているにすぎない。そこは本人確認を全くされていないような状況にある。では、それを正として管理をしていくのかというような問題もあるが、その辺についてはどのように考えているのか。
・ 届け出だけの状態では、我々に共有していただけるかという問題もあるので、その辺は調整になると考えていて、調整の中で共有できるのであれば、それはそれで確認したと言うことができると考えている。
・ ただ、とはいえ残るところが少し出てくるとも考えており、そういう意味で、「その他」という手段は残しつつ検討させていただいている。また、我々も届け出のレベルの話はあまり書いていなかったが、そこはできる限り確認し、報告書に記載し、共有する方向に進めていきたい。どこまでいうかというのは、各省との調整になるかと考えている。
・ スライド 9 で EV 証明書と書いてある。ここに意見書で証明できる項目の中に、申請組織のローマ字の組織名と英文正式屋号とある。これは EV 証明書の一番初期の頃もかなり問題になった。日本の中でローマ字表記を証明する手段がないという問題があった。
・ 今回の法人認証基盤自身も何らかの英語表記が登録できるとよいのではないかと思っている。そうすると、B to G to 海外 G みたいなところがやりやすくなるのではないか。

・ それはかなり根深い話になってくる話になってくる。というのは現状、ローマ字もないが、読み仮名もない。読み仮名そのものがないので、よく例として申し上げるのは、NIPPON と NIHON が分からないというのがよくある例。ですから、ヘボン式に変えればと、ヘボン式と決めても、実はそのベースがないという状況ですという話である。
・ それは実はここの話だけじゃなくて、電子政府全体としてのいろんな問題意識として、いろいろ取り掛かってはいるので、そちらの進行状況を見ながら考えたい。
・ アカウントの扱いで気になるのは、3 年後の削除の後の扱いである。恒久削除なのか、一応ステータスは削除だが、同じものが使われることがあるのか。それは他との関係でどういうような対応関係があるのかというところにかかってくると思うが。
・ 理解としては、アカウントの復活という概念はなく、同じ代表者が解散した法人を再び立ち上げるときは新しい法人番号取得し、登記としては別物になる。このとき、メールのアカウントが同じなのは構わないが、内部管理していた ID としては別に扱うこととなる。つまり、アカウントはいったん削除までいくと、アーカイブはするが、復活という概念はない。
・ 稀なケースだが、清算が終わって解散した後で、何か都合が悪いことがあり、復活させて仕事をするということがある。例えば実はその会社の土地があった。持ち主はもう解散しましたが、清算人を復活させて処理するという手続きは存在する。復活の可能性はゼロではない。
・ そういう意味では、そこはまず電子申請するかという話があるだろう。
・ そういうこともなくはないということだけを認識しておく必要があるという趣旨である。
・ それは個別措置かと思うが、報告書に記載したい。
・ アカウントという言葉が意味するところを確認したい。アカウントというのはバックエンド ID みたいなものであって、技術的なものとは切り離された話だと考えていたが、先程の議論は、技術的なことが含まれる。
・ 例えば ID とかパスワードの場合は暗号の危殆化のようなことも想定でき、そのような場合に有効期限がないということは危殆化したアカウントでも有効になってしまうことにもなる。
・ もし、今、議論しているアカウントと技術的なことが同一であれば、例えば暗号でログインをすることになるのであれば、有効期限がないと不適切なので、どちらなのかという質問である。
・ テクノロジーはアカウントとは全く一緒ではない。その場合、パスワードをどう取り扱うかとか、パスワードのハッシュ関数をどうするかとか、そういうテクノロジー的なところは別の要素であり議論があるという整理になると理解した。
・ Credential 的な部分と識別子的な部分を整理することだと理解した。

(3) 署名等検討状況

事務局から資料３－７を用いて検討議題（3）についての説明が行われた。

・ 説明された民間事業者のケース、この絵で見る限りはリモート署名で作っていようが、ローカル署名で作っていようが、申請システムには直接は関係ないと考えられる。関係あるとしたら 2 点あり、申請システムがリモート署名による署名を受け入れるかという点。もう 1 点は、リモート署名をするためのリモート署名サーバが本人を認証する、その認証に共通認証基盤を使えるのかという点。
・ この 2 つの点が関係してくるため、示されたほど単純ではないケースもあり得ると考えている。

・ 技術的には OK だと認識している。法人共通認証基盤がうその署名指示を出すかという質問か。
・ 理論的にはできなくはないと認識している。
・ 全体のシステム構成として、申請者はリモート署名用の認証の仕組みを持っているのか。リモート署名をするために、政府法人共通認証基盤とは全然関係なく、リモート署名のサーバにログインして署名するのであれば、本来はこの検討の外だと考えている。
・ また、リモート署名でされた署名を申請システムが受け入れることができるのかという問題がある。
・ 今、前提になっているのは、リモート署名は電子署名法か何かのクライテリアをカバーしている必要がある。
・ 認められたものだけにするというような何かを決めなきゃいけないというのが 1 点。もう 1 点は、申請者としての認証方法に法人共通認証基盤を利用して電子署名ができるのか、リモート署名をするために別の何らかの認証手段を持つべきなのか、両方あり得ると考えられる。
・ 前者の法人共通認証基盤の認証を使うと右端の絵から真ん中の絵に近づく。そういうようなところをどういうふうにやるかによって、3 番というのはイメージが変わってくると考えている。
・ 恐らく、次の議論の認証機能そのものを民営化するという話を考えている。もし、リモート署名の横に民間の認証機能が付くのであれば、話はきれいに整理できるのではないか。
・ そのとおりである。
・ 今の話は最後に 2 つの概念が混ざった。政府の IdP とトラストするのかという点と、民間の IdP とトラストするのかという点の 2 つの話であって、区別するという話である。
・ 右側のイラストの申請者が望む場合に、リモート署名を使える環境という表現は誤解がある。申請先が行政の手続きの場合は、申請者の利用の意図ではなく、行政側でこの手続きは認証プラス電子署名ということになるはずで、手続きとして必要な場合には使えるようにするということであろう。
・ 恐らく、全部の手続きにリモート署名を求めることを考えているわけではないということを言わんとすることだと思うが、その場合の理由としてリモート署名の普及の問題、コストの問題等あると思われるが、そこと併せて書いておく必要がある。
・ 電子申請システムを受け入れるのかという質問があったが、同様で手続きによって判断することになる。
・ ついでに、紹介しておくと、2 月 25 日付で旧電子署名・認証ガイドラインをアップデートし、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」として CIO 連絡会議において決定した。同ガイドラインでは手続きにおけるリスク分析をして、法人共通認証基盤の認証で問題ないのか、署名を求めるのかということを判断するよう求めている。
・ 説明資料の最後のページに 3 つのユースケースがある。そこから結論が、ユースケース 3 つを実現するにあたって法人共通認証基盤としてこう実装すればいいとか、こうすればいいというようなまとめ方かなと考えていたが。
・ ここは肝なところなので少しお話する。事務局と有識者、業界の方と話をした結果、署名指示をするところと署名サーバも含めて、対立するのは申請システムと利用者なので、そこがファイアウォールになるように考えないといけない。そうなると、ベストの形は民間で認証サービス、リモート署名サーバを運用していくのがよい。一方で、リモート署名サーバのビジネスが立ち上がってなければ動けないという状況である。
・ リモート署名のときに本人拒否、否認防止みたいな話がどうなるのか。例えば、1 のモデルで

は否認防止は絶対にできないのではないか。

- 否認防止なんて要らないという考え方もあると思うが、暗号の基本的な考え方で電子署名を思うと、やはり否認防止は普通に与えられている Requirement である。それで考えると 1 は絶対になくて、2 もかなりグレーで、3 しかあり得ないのではないか。
- 否認防止を考慮した場合、他機関が鍵を持っていなければいけないのではないか。
- 本人が作ったということを証明することが必要である。リモート署名の場合は、本人がログインして、処理したことを示さないと、本人性とは言えない。物そのものでは言えないとも考えられる。そういう意味では、本人が、ログインして処理したのだと言えるのであれば、署名はなくても本人性が言えるのではないかという議論もあると考えている。
- リモート署名の場合はこの辺が難しい部分ではあるが、実際に立証していく立場になった場合、取りあえず物だけで、ある程度のことで立証できるということも事実であろう。そのため、100%のものでなくともリモート署名の生成した署名が付いていれば、単なる認証に基づいてサインをしたのに比べたら、相当立証しやすいとも考えられる。
- 資料の 1 の場合を例えるならば、役所に判子を預けておいて、押印してくださいと言う。これはよいとは言えない。
- 資料の 2 や 3 は、直接送る先である役所ではなく、役所の近くにあるエージェントに判子を預けておいて、電話をかけて押印してくださいと言う。その間の手続きがしっかりしていれば、一定の証明力はあると考えられる。また、その手続きが、社会的に相当信用できるという世の中になれば、署名が付いていれば一応、問題はない。そのようなレベルの証明力と言うと言い過ぎかもしれないが、効力が出てくるとも考えられる。
- 何らかの手続きで証明する。例えば、タイムスタンプがあれば、そちらを信用しても構わないのではないかとも思える。
- 実際に裁判で証明せざるを得なくなる可能性を考慮すると、現実的にはいかにシンプルに自分の言いたいことを証明できるかということが重要であり、その意味では仮にリモート署名であっても、署名が付いているほうがよいと考えている。
- リモート署名は電子署名法第 3 条の推定効は当然、法律の観点からはたらくということなのかと。資料の 1 で推定効がはたらかないというのは、法律上の効果ではなくて、実態として同じ主体が提供する署名は駄目だということで、棄却される可能性が高いということか。
- 電子署名法第 3 条の推定項は、前提として本人による電子署名があるときに申請の成立を推定する。「本人による」というのは動作である。
- 資料の 1 のときに「本人による」は担保できないものと思われる。2 や 3 のように、右に行けば行くほど、「本人による」の性質強くなると考えられる。
- 1 というのはあり得なく、同じ政府機関であっても 2 でやらないといけない。政府をどこまで信頼できるのかというのと、システムをどこまで信頼できるのかという話もあるので、少なくともシステムは分けておかないといけない。
- 3 で確認したい。継続性というのは民間でも同じ議論が出てくると思うが、この場合に関して議論しなければいけないことを明確にしてあるとよい。
- 3 の民間の場合のサービス停止という話は、電子署名法の認証業務で実際に起こっていて、海外でも事例が出ている。結果論としてはアカウントエスクローや署名鍵のエスクローをどうするかという議論が残る。
- 会社が突然倒れた時に他の会社に移管できるか、移管できなければ、政府が引き継ぐのかといった議論である。
- 署名鍵の継続性が必要なのか、倒れた場合は新しい鍵を作れば、手続きが続けられるのか。

・ 後から検証を行うので署名鍵の継続性は重要である。また、署名は新しい署名鍵を発行することで可能である。
・ CRL を出すために署名するかもしれないという面はある。
・ 4 ページの一番下の電子署名法の検討状況のところで、認定認証事業者でもできると言っているのは、Import の場合しかできないという理解である。電子署名法施行規則の 6 条 3 号に、認定事業者が署名鍵を作った時には、すぐにそれを利用者に渡し、自分の環境から消去しろと書いてある。そのため、認定認証業者でやるというのは、Import の場合だけが今の法令上はできるという認識である。
・ 詳細は書いていないが、認識の通りである。
・ 先程の紹介のあった CIO 連絡会議の資料で、例えば法人共通認証基盤として認証だけでいいのか、あるいは署名をするのか、どちらなのかということは、今後検討しなければいけないという認識で間違いないか。
・ ガイドラインをご説明すると、ガイドラインは米国の NIST　SP800-63-3 をベースにしている。この SP800-63-3 は認証のレベル感までしか記載がないが、一番高いレベルだとハードウェア Token は IC カードを使うといったことが書いてある。真ん中のレベルは二要素認証で使える。下のレベルは単要素、パスワードだけでいいと書いてある。
・ そのような大枠になっていて、現状、我々が説明しているのは、法人共通認証基盤は真ん中と下のレベルをカバーすると言っている。だから、最初に申し上げた可能性として考えたら、一番上の機能を法人共通認証基盤に適用できるかということを議論していたので、しなければいけないということではなく、リモート署名と連携すべきだという状況、考えである。
・ 今後、法人共通認証基盤が一般的になってきたときに、利用シーンというものも考えると、法律行為とか、行政手続きみたいなところと、いわゆる請求書、領収書発行といった簡易な部分でもよい。
・ そうすると、高いレベルが必要なものについては、例えばリモート署名が必要で、技術的に電子署名が利用できるように担保していく必要もある。汎用的に使われるような認証であれば、例えば電子 Invoice だとか、レシートというのを発行ときに、間違いなくその事業者が発行した領収書であるか、間違いなくその事業者が発行した請求書であるか、ということを証明するためには、そこまでのものは必要ないだろうと考えている。
・ 今、財務省のほうで検討しているものでも、例えば電子 Invoice を消費税が今後、改正されることを受け、2023 年の Invoice 制度が導入されたときに、課税仕入れとして消費税を払ったことを証明する基盤としては、やはり電子 Invoice がよいということを検討している。
・ その中で電子 Invoice を発行する事業者というのは、大企業もあれば、中小企業も多く、全ての事業者に対して、リモート署名なのか、あるいは高いレベルの電子署名が必要というのは難しいと考えている。先程の議論にもあったとおり、タイムスタンプだけでもよいという部分も検討されている。
・ それを手続きごとに検討するという方向性でやっており、今後、Invoice システムそのものが、業務フローを含めてレベルがどれでいいかというような話になろうかと考えている。
・ 議論が動きつつあるのが税ではなく、社会保障が多いが、あとは関係省庁と調整しながら、検討し、今後それを広げていきたい。

(4)　運営等検討

事務局から資料３－８を用いて検討議題（4）についての説明が行われた。

・ Requirement がはっきりしないまま、仕組みを議論することに違和感がある。民間を使っている理由がはっきり明確になった上で、民間 IdP を使っているという話が出てくるのであれば、Requirement がはっきりしないのにモデルの検討ができるのだろうか。
・ 普及の観点が最も大事だと思っていて、どのようにすれば、この国でこの手の認証基盤、紙ベースのものが電子化するかということを分析した方がよい。
・ 資料 3－5 の認証等の検討状況報告では、ニーズの説明はあるが、このニーズがあった上で、このプロセスを踏んだら普及する。その普及のためには、例えば民間が必要だとか、基盤としてはこういう形が必要だという説明がない。今は、ニーズの説明だけで普及のプロセスという真ん中がない。
・ 視点はそのとおりだと思っている。普及を想定するとしたら、それが Requirement を出していないと言っているのもそのとおりである。事務局も最後のこの方向は若干弱めである。
・ Requirement に関することになると思うが、IdP がどのような情報を持っているかということも関係してくる。例えば、ある省で入札停止になったときに、他でも駄目なのかなど、いろいろあるのではないか。
・ そういう情報を共有して持っているということになると、純粋に民間に預けたくないといった問題も考えられるだろう。政府で共通に使うときに何が必要なのか、そのデータによってもこのモデルの善し悪しは変わってくる。それも要件の 1 つになってくると考えている。
・ 今までの議論を聞いていると、単に IdP と言いながらモデルを書いている。そこも本当は認証とか、本人確認という部分と、それに基づいた ID をどれにするかという部分に分けて、中間的なモデルというのがあると考えている。
・ 政府としてもいろいろな ID に付随して、情報を扱いたいという要求があった場合に、それは政府で管理するべき部分と、民間を利用する部分があり、認証の部分は外出しし、IdP の機能を分担する話になる。このような観点でうまく整理しないと、みんなで持っている IdP の概念が微妙にずれたまま議論が進んでいくのではないか。
・ イギリスの事例とエストニアの事例は、真逆ではないか。イギリスは 4 番で過去の PKI 方式でと書いてあるけれども、これは誤解ではないかと思う。イギリスは圧倒的なマイナンバー制度みたいなのとは違っている。それに対して北欧とか、エストニアは真逆で、番号を付けて識別子を基点に ID カードを発行する。
・ 今、議論しているのは法人の話であり、本当はだいぶ違うのではないかと考えている。エストニアの場合は個人カードで、公務員も個人カードを使うから、公務員という属性自身も属性で管理している。イギリスとエストニアは本当に真逆で、それに対して法人がどうあるべきかというのは、また違うと考えている。
・ KYC の話に関連して、オンラインで特に国境を越えて組織の信頼性情報を入手したい、提供したい、国内でも組織の信頼性情報を情報交換したいというニーズがある。そうなったときに信頼性の高い組織の信頼性情報を得るため、さきの LOA（Level of Assurance）、保証レベルの話をすると、保証レベル 3 以上の組織の信頼性情報というのは、保証レベル 3 の個人の信頼性情報に基づいてないと駄目である。だから、信頼の基点は個人の EID にあるべきだというのがエストニアの方の主張である。
・ 認証ということに関しても、過去、圧倒的に変わったのはマネーロンダリング問題で、アンチマネーロンダリングとそれに伴う KYC で、過去はそういった意味じゃ参考にならなくなりつつあるというのがもう一つある。今こういった KYC を一番求めているのは金融機関で、金融機関は非常に多くのアカウントを持っている。金融機関と政府のシステムが結び付き合うというのが今の状況であって、北欧の国はみんな、金融機関の IdP と政府が同じ方向に進

んでいるように見える。
・ 法人認証という視点で、どういう方向性でどれぐらいのスケジュール感で考えるのかということ。その先、どこまで目指して何を考えていかなければいけないのかというのをもうちょっとうまく整理したい。

５．閉会

以上

第１回 法人共通認証基盤研究会　技術 SWG　議事要旨

Ⅰ．日時：平成３１年１月２３日（水）１０:００～１２:００

Ⅱ．場所：経済産業省　別館　１１階　１１１５共用会議室

Ⅲ．出席者

構成員（敬称略）

中村　素典	（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授）
五味　秀仁	（ヤフー株式会社　Yahoo! JAPAN 研究所）
崎村　夏彦	（株式会社野村総合研究所 上席研究員／OpenID Foundation 理事長）
倉林　雅	（一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン　理事）

オブザーバ

山中　忠和	（三菱電機株式会社／法人共通認証基盤検討会　構成員）

事務局

経済産業省

みずほ情報総研株式会社

レピダム株式会社

Ⅳ．配布資料

資料Ｓ１－１　座席表

資料Ｓ１－２　構成員名簿

資料Ｓ１－３　法人共通認証基盤の機能等について（第一回検討会資料）

資料Ｓ１－４　事業概要及び調査検討

資料Ｓ１－５　認証等検討状況報告

参考資料Ｓ１－１　法人共通認証基盤検討会の開催について（第一回検討会資料）

参考資料Ｓ１－２　事業概要及び調査検討（第一回検討会資料）

参考資料Ｓ１－３　技術レポート中間（第ニ回検討会資料）

Ⅴ．議事

１．開会

２．配布資料の確認

３．法人共通認証基盤検討会の開催について

４．委員紹介

５．検討議題

(1)　本検討に関連する経済産業省の取組

(2)　事業概要及び調査検討の概要

(3)　崎村委員からのショートプレゼン

(4)　五味委員からのショートプレゼン

(5)　 認証等検討状況報告

(6)　意見交換

６．閉会

Ⅵ. 議事概要

１．開会

２．配布資料の確認

事務局による配布資料の確認が行われた。

３．法人共通認証基盤検討会の開催について

事務局により、参考資料 1-1 を用いて「法人共通認証基盤検討会の開催について」の説明が行われた。

４．委員紹介

事務局により、資料 1-2 を用いて委員の紹介が行われた。

５．検討課題

（1）本検討に関連する経済産業省の取組

事務局により、資料 1-3 を用いて「法人共通認証基盤の機能等について」の説明が行われた。これに引き続き下記のような質疑応答があった。

・ ActiveDirectory など自社の Identity サーバと連携させる方がユーザにとっても易しい。
・ また、やはりパスワードは弱いという印象があり、パスワードというウィークポイントがなくなることも考えられ、ユーザビリティの面でもセキュリティの面でも有利であろう。
・ 民間企業の ActiveDirectory との連携は、今のところ構想していない。IdP－IdP 連携の想定をまだしていない状況であるが、それは視野に入れてよいと考えている。
・ あとは、今の RP としての想定は、行政の電子申請システムだけに限定している。要は、民間サービスとの連携は今のところまだ先の検討となる。
・ フェーズによって、直近はこれができる、長期的にこれができるということが出てくると思うので、そのフェーズに合わせて、検討に入れるべきだろう。
・ gBiz メンバーなどのアカウントは社員が全員持つものではないと考えている。
・ 何万人の会社だろうと、おそらく何十人か 100 人かがアカウントを有するとイメージしており、プライオリティーを下げている。
・ もう一つの考え方としては、法人内の ActiveDirectory と連携させて、そこの属性が変わったら gBiz メンバーにも反映させるのがよいだろう。そうでないと、担当者が変わる度に更新作業が発生する可能性がある。
・ 今の仕様はアイデンティファイヤー・ベースのアクセスコントロールになっているように見えるが、それをアトリビュートベースのアクセスコントロールに変更すると、管理が非常に楽になる。
・ どのタイミングで gBiz プライムと所有物認証とを紐付けるか。enrollment のフローが一番アタックされやすい。
・ gBiz プライムにエスカレーションするプロセス、フローがあるので、そこの権限昇格の時に行なう。ショートメッセージによって確認する。

（2）事業概要及び調査検討の概要

事務局により、資料 1-4 を用いて「事業概要及び調査検討の概要」についての説明が行われた。

（3）崎村委員からのショートプレゼン

崎村委員により、机上配布資料を用いて「エンティティ認証・認可プロトコルの国際標準化の検討状況」についての説明が行われた。

（4）五味委員からのショートプレゼン

五味委員により、机上配布資料を用いて「FIDO 認証の動向」についての説明が行われた。これに引き続き下記のような質疑応答があった。

・ FIDO では、秘密鍵を取り出せない。それがセキュリティ的に担保している大きなポイントである。
・ 一方ではデバイスをなくしてしまうことで、その鍵をなくしてしまうということがあり、リカバリーやバックアップ面の運用をどのように想定しているのか。
・ 所有物（自分のスマホなど）に認証キーを保持し、秘密鍵があり、その所有物認証を行なうコンセプトになっている。そのため、その認証キーをなくしてしまうとどうなるかというのが一つの課題になる。
・ 今のところは各社のやり方に依存しているが、課題認識はあり、FIDO としても検討している。各社のやり方や知恵を文章化し、公表しようと考えている。
・ ちなみに、Self-Issued も関わる議論であり、同様にキーペアで秘密鍵を管理するというのもデバイスもあり、その場合のリカバリーについても議論されているのか知りたい。
・ バックアップではなく、どこかにエスクローするような運用にしておく必要があるだろう。
・ 例えば、複数のデバイス間で、お互いの公開鍵に相互署名しておき、片方がなくなっても、もう片方は利用でき、利用できる方で新しい鍵を署名すれば、引き継ぎ可能である。そのようなキーマネジメントが考えられる。
・ FIDO2 の仕様で、PC 上で扱う認証キーは、CTAP で外に持つのか、それとも PC 上そのものが認証キーになるのか。
・ 両方ある。内蔵の認証では、例えば PC で Windows Hello である。指紋とか顔などは、あれは認証キーである。
・ 内蔵されている場合で、その PC 自体が乗っ取られることを想定した場合、それは駄目になるのか、それとも何かプロテクトする仕組みを持っているのか。
・ 外部認証キーを使っていたとしても、PC が乗っ取られたら、PC をコミュニケーションに使っている以上、駄目である。
・ 例えば、外部デバイスがない場合で、FIDO2 で PC を認証キーにしていた場合、PC をリモートで乗っ取られた場合を想定している。
・ 指紋や顔認証では UAF で必要になるため、この場合は悪用できないだろう。
・ FIDO を使っている限りにおいては、認証フェーズのリモート乗っ取りはない。
・ 前の説明のとおり、鍵は勝手には使われないので。
・ 外部の生体認証などセカンダリーを使った方がよいと理解した。

・ FIDO 認証にしたからといって強固になるわけではなく、FIDO 認証を使いながらパスワードで認証することも原理的にはできる。
・ FIDO の認証を受けた Authenticator は、Secure Enclave を持つと想定しているが、Secure Enclave からアクティベートし、署名させる時に、ローカル認証させるという requirement はあるか。
・ 最近、そのような認定を追加した。
・ 昔は FIDO の認証で機能認定だけやり、そのセキュリティの強度に関してはなかった。
・ 2018 年になってからセキュリティ認定を開始した。レベルが 1、2、3 で、3 プラスみたいな感じで三つ基準がある。強固にしたければ、そのセキュリティ認証を取るというという運用である。
・ ユーザとしては、そのセキュリティ認定を取得した製品を利用した方がよいだろう。
・ サービスプロバイダーとしても、その認定が取られた認証キーを利用してくださいという推奨になった。
・ FIDO として、Enrollment に関して何か標準的なフローが決まっているのか。
・ FIDO は認証にフォーカスしているので、enrollment はアウトオブスコープである。
・ Enrollment は、ID プロバイダーが各社で決めている状況である。

（5）認証等検討状況報告

事務局により、資料 1-5 を用いて「認証等検討状況報告」についての説明が行われた。これに引き続き下記のような質疑応答があった。

①FAL2 について

・ 現状、法人共通認証基盤は Bearer Token で運用している。一方、FAPI のプロファイルでは署名している。署名とともに、個別の RP に対する暗号化を行っているか。
・ やることの理由は何か。セキュリティ的な理由は低いと考えている。
・ 例えば、RP 間でハッキングをするということを想定した場合、個別の暗号化がいるのではないかと考えた。
・ Bearer Token に重要情報が入っているのであれば暗号も必要だろう。FAPI は Bearer Token は一つもない。
・ あまりセキュリティ的な意味でのアドバンテージは暗号化することにはないのではないか。ただし、属性値を ID トークンに入れることも可能性で、その場合はプライバシー的な意味でのアドバンテージはある。
・ 現状は、電子申請のために国の機関が利用している。その RP 間で何かしらのトラブルが発生することは低いと考えている。
・ 民間の利用を考える場合には、暗号化を考える。
・ 暗号化する場合でもセッションごとにハイブリッド暗号を実施していると認識している。共通鍵でずっと暗号化しているということはないと認識している。
・ 共通鍵でずっと暗号化ということはない。JOSE（Javascript Object Signing and Encryption）等を利用して考えられているため、対応できている。
・ ということは、現状の利用範囲では、FAL2 の使いどころってないということになる。
・ FAPI との比較で言えば、FAPI では FAL3 である。また、すべて holder of key

assertion である。
- FAL3 は FAL2 に追加しているため、holder of key assertion をすべてに要求している。
- 一方で、暗号に関しては、送る情報によると考えられる。暗号はオプションになっていて、当然、暗号していない場合に FAL3 とは言えないが、なんのために暗号がいるのかということが重要である。
- NIST PS 800-63-3 を丁寧に読まないといけないが、例えば、アサーションをバックチャンネルで送るものは、ユーザ情報が入っていても、そこは TLS で暗号化されていればよいという考え方があるかもしれない。
  FAL2 の Bearer を暗号化するという議論はあまりないのではないか。世の中の動向としては。
- 暗号化というのは難しい。それよりも holder of key assertion にする方が楽という考え方だろう。

②Hybrid Flow について

- Hybrid Flow が必要ではないかという意見もある。実装的にみて、ご意見をいただきたい。
- FAPI で使っている Hybrid Flow での ID トークンというのは、純粋に Detached Signature として使っている。
- フロントチャネルのコミュニケーションがあり、それに対する署名として使っている。（そこの ID トークンという名前がいいのかどうかというのは置いておいて、）ID トークンとパラメータが来たものを合わせると、メッセージのインテグリティーが確認できる。
-
- 手段を規定するのではなく、目的に応じて、対策されているのか。という点をチェックした方がよい。
- 一方で Hybrid Flow に移行した方がセキュアになる。
- ただ、全てがセキュアである必要があるかというと、そうではない。所詮、セキュリティというのはリスクベースで考え、構築する必要がある。
- 英国のオープンバンキングは、そういうリスクを検討した結果、全部署名を付けるということにした。

- Hybrid Flow を使うと安全になるのは分かるが、「Hybrid Flow に対応しました」と出した時に、それで送られてきた ID トークンは、極端に言うと、受信した情報の検証にしか使えないが、それを RP が読む、対応するかという問題があると考えている。
- FAPI では「信頼できる RP」を前提にしていることもあり、運用面も含めて検討されているとみている。
- 現時点では、どのような RP でも OK という運用は想定していない。
- どうしてもレジストレーションはしてもらう必要があるので、そのときに条件を明確にする。
- Hybrid Flow というものが、そもそもクライアントサイドでサービスを提供することも想定している。一方で、今回の電子政府のサービスの中に、そのような利用シーンが想定されているのか。

・ 現状の法人共通認証基盤では、Code Flow で実装されているが、サーバサイドでの ID トークンの処理というのが大半で、クライアントサイドでの ID トークンの処理は現時点では想定していない。
・
・ 応答速度を高める目的で、ブラウザの JavaScript で ID トークンをくわせるよう処理はあり得る。

③Self-Issued について

・ Self-Issued は「自分で自分を」という考え、世界であり、本件のような利用やエンタープライズなところではあまり関係ないと考える。

④SCIM について

・ SCIM については、プロビジョニングは SCIM である必然性はない。OpenID Connect やアサーションに入れて送ってもよく、オンザフライでプロビジョニングする方法もある。
・
・
・ SCIM にこだわらず、作成している API を利用する方法で検討する。
・ 従業員の情報を企業から定期的にもらわなければならないような場合には SCIM が適しているという話だと思われる。
・ 逆に、1 万人の従業員のうち 3 人だけ利用するようであれば、SCIM はオーバーケアであろう。

⑤FIDO 対応について

・ FIDO については、新しく Authenticator を購入してくださいというのは、想定していない。想定しているのは、スマホアプリの対応製品の UAF を使いながら、FIDO2 に対応してブラウジングするイメージである。
・ コストを考慮すると、手元のスマートフォンで利用できるということだと思う。
・ Web Authn を Chrome がサポートするということで、Android で基本的には対応可能だろう。
・ PC では Windows10 が対応している。

⑥認証機能に関する確認・質問

・ FIDO のプロトコル認証、セキュリティ認証を使った、certification を取っている製品を使えるようにしないと何の担保にもならない。
・ certification、認定の認証キーの仕組みや強度について気を付ける。
・ また、先ほど出ていた YubiKey や、タッチするだけのデバイスは、本人確認はできていないということもある。

・ 何のための認証を要求されているのかというのがちゃんと分かりやすいようなインターフェースになっているかという点について気を付ける。
・ 例えば、見ただけで認証が終わってしまう場合もある。そのような場合は、ユーザの能動的な認証の許可を得ていない。
・ 認証ができているというのと意思の確認というのは別である。

⑦OpenID Connect 等に関する確認・質問

・ 先程のクライアントが正しくない実装をしていることを想定した場合、署名検証をしないで処理を進めてしまうことが可能であるが、暗号化していると復号しないと処理を進められない。そのため、署名検証操作が必ず入る必要がある。
・ FAL2 というのは RP の側の Certification がない状態で、署名検証を強制する手段である。そのため、署名検証をちゃんとソフトウェアにしているということを確認できる手段があれば、別に暗号化ではなくてもよい。FAL2 の requirement というのは、署名検証をちゃんと確認することが本当の requirement かもしれない。FAL3 の requirement は明らかであり、トークンの搾取への対応を含む。
・ 暗号化して且つ Hybrid Flow の場合、この場合はブラウザを経由したとしても、ブラウザには解けないので、ID トークンが悪用されないと考えている。ID トークン自体が暗号化されているので、それを解くためには RP のみが持っている鍵が必要で、ブラウザは持たないので解けない。
・ 一方で、インプリシットで、フロントでアクセストークンを取得して、ユーザの識別子をとって、それを RP 側のバックに投げつけるような脆弱な実装があった場合には、それが使われる可能性があるため、防ぐ必要がある。

⑧Hybrid Flow について

・ Hybrid Flow について、先ほどの議論では、セキュリティを向上するために Hybrid Flow にすることもあるのかもしれないが、すべてセキュリティを向上すればよいかは、別問題であり、現時点では、単に申請用のフェデレーションを行なうだけであり、Hybrid Flow までいらないのかなという認識である。
・ 一点、コメント。現在の仕様や説明にクレームモデルが入っていない。
・ 今のところクレームモデルは、ポインターである法人番号を属性情報として持っていて、外から連携する仕組みであろうと考えている。
・ 将来的には、署名したクレームを何かに提供するというのは、法人データ交換基盤などの別の検討も含め、参考にしたい。

6．閉会

事務局より、次回の研究会は 2 月 12 日（火）10:00 より開催する旨が連絡された。

以上

第２回 法人共通認証基盤研究会　技術 SWG　議事要旨

Ⅰ．日時：平成３１年２月１２日（水）１０:００～１２:００

Ⅱ．場所：経済産業省　本館 ２階　東６

Ⅲ．出席者

構成員（敬称略）

中村　素典	（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 特任教授）
五味　秀仁	（ヤフー株式会社　Yahoo! JAPAN 研究所）
崎村　夏彦	（株式会社野村総合研究所 上席研究員／OpenID Foundation 理事長）
倉林　雅	（一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン　理事）

オブザーバ

山中　忠和	（三菱電機株式会社／法人共通認証基盤検討会　構成員）

事務局

経済産業省

みずほ情報総研株式会社

レピダム株式会社

Ⅳ．配布資料

資料Ｓ２－１　座席表

資料Ｓ２－２　構成員名簿

資料Ｓ２－３　前回議事録（案）

資料Ｓ２－４　認証等検討状況報告

資料Ｓ２－５　海外文献調査の状況報告

参考資料Ｓ２－１　技術レポート中間（第ニ回検討会資料）

参考資料Ｓ２－２　法人共通認証基盤の文献調査

Ⅴ．議事

１．開会

２．配布資料の確認

３．前回議事録（案）の確認

４．検討議題

(1)　認証等検討での取り纏め（案）の確認

(2)　民間委託の取り纏め（案）確認

(3)　意見交換

５．閉会

Ⅵ．議事概要

１．開会

２．配布資料の確認

事務局による配布資料の確認が行われた。

３．前回議事録（案）の確認

事務局により、参考資料 S2-3 を用いて「前回議事録（案)」の説明が行われた。

４．検討課題

（1）認証等検討での取り纏め（案）の確認

事務局により、資料 S2-4 を用いて「認証等検討での取り纏め（案)」の確認行われた。これに引き続き下記のような質疑応答があった。

・ パスワードレスでやるときの課題として、1 つ認識しておかなければいけないのが、本人がやったかどうか分からなくなる可能性があるということ。意思確認にはならない可能性があるというのはよく指摘されることで、PIN を入力させるという話がある。
・ PIN は認証強度としてはたいしたことはないが、意思確認になる。それは、説明にあった現状のプッシュボタンの話もあるが、影響する可能性もある。
・ アクションと意思が必ずしも一致しないことがあり、その点を注意する必要がある。
・ 認証機能としてのフェデレーションというのがあり得て、お勧めしているトポロジーとして、多くの企業は例えば Azure Active Directory を使ったり Firebase を使ったりという格好で、エンタープライズで OpenID Connect や、SAML に対応して、二要素認証をやっている。そういう場合には、そこからのフェデレーションの Token を認証手段として 1 回こちらで受け取り、Token を基に今度は法人認証基盤としての Token を発行するというようなトポロジーもあり得る。
・ こちらの法人認証基盤の IdP が RP になるという格好である。
・ もちろん相手の認証手段によるが、例えばパスワードだけで駄目だが、FIDO を使っているようであれば、それを転々流通させてもいいという。Token translation するような方法でよい。
・ おそらく、エンタープライズのシステムを毎日使っているのに対して、法人システムはそんなに頻度が高くないので、ユーザの利便性としては、普段使っているものを使えた方が利便性は高い。Availability は高いということは言える。
・ Hybrid Flow のところで、まずは FAL の暗号化の話で、暗号化の 1 つの意味合いとしては送信先の認証ができるという点。
・ 例えば、RP が認証リクエストを投げるが、その認証リクエスト自体が Request object を使って暗号化されていた時に、途中に Man in the middle されても、Man in the middle した人も読めないというようなことがある。それはプライバシー以外にもアタックパターンとしては、そうやって受け取ったものを更に転送するパターンにも対抗できる。
・ 個人的な意見として、暗号化はすごく難しく、署名の方が楽ではないかと考えている。
・ Hybrid Flow の 1 つの大きなメリットは Formal Security Proof がある。この手のフェデレーションプロトコルで形式証明があるのは非常に少ない。
・ 形式省名とは、アタックが存在しませんと証明されているということである。
・ あくまでセキュリティはリスクベネフィットの話である。

- Authorization Code Flow はアタックが存在している。ただ、そのアタックの確率がリスク評価の結果、十分に低いと評価したので、これで十分であるという理屈はある。もちろん、Hybrid Flow にすればその分、費用がかかる。
- 実装上の容易さという観点は重要。あんまり複雑になると実装できる人たちが少なくなるという問題もある。
- 市場や SIer が成熟し、実装が多くなれば、Hybrid Code Flow にしてもよい。
- やはりこの手のものは、手コーディングしない方がよく、ツールキットとして、Certification を受けたものを使うのがよい。
- 特定の実装例のレベルで出来るということでは、Code Flow になる。
- 専業メーカーを考えると Hybrid Flow が入ってくる。逆に言うと、専業メーカーの競争優位性はその辺にあるとも考えられる。
- セキュリティコントロールを選ぶときにはまずリスクを認識して、そのリスクの対処としてコストベネフィット的にこれを実施する。あるコントロールを選んだときに残存リスクが残る。その残存リスクは何か。残存リスクは、このユースケースでは許容するのかという話である。
- リスクという意味では、実装してもらう RP 側へのガイドラインやドキュメントがしっかりしていないと、IdP 側だけだと防げない部分もある。その辺りも検討しておいたほうがよい。
- RP のデプロイメントの Certification をちゃんとやらないといけない。
- FIDO の場合は、UAF のほうでトランザクション Confirmation というプロトコルがあり、これは単に認証するだけではなく、決済なり、トランザクションに関して意思表示を示す明示的なプロトコルとして定義してある。そのときも例えば、支払い画面自体を改ざんされていないようにする仕組みというのも盛り込まれている。
- さっきの議論の中で、署名検証を勝手に外すというようなことについて、それは RP の評価や標準的な基準があるか。
- OpenID Foundation がやっている Certification では、間違えた署名を送るなどネガティブテストも含まれる。
- 製品を買ってきてやってもオプションをオフにされたら終わりなので、ディプロイメントテストが必要である。
- OpenID Foundation の Certification テストシートは、別に Certification を取る目的じゃなく利用できる。CDCI で使っている。
- OpenID Foundation に対して Certification を求めると、Foundation に対して全部のログなどを提出する必要があるが、それらを経産省に提出させるという運用方法も考えられる。
- 途中で署名検証をオフにすることも考えられるので、英国の銀行の場合は年 2 回やることになっている。
- 実装のベースになると、個々の IdP のドキュメントレベルの話になってしまう。スペックで言えば Security consideration の部分がきちんとカバーできているような実装のガイドラインを参考にする。それは OAuth だったり、OpenID connect だったり、それぞれに存在する。
- 大体デベロッパーが見るのは始めのフローで大事なシーケンスの部分で、最後のほうの Security consideration の項目は読み飛ばしてしまう。そのため、きちんとガイドラインに含めておくべきである。

・ 特にコードフローといっても一応、ID トークンはサーバサイドで扱えると思うので、そこの ID トークンの検証を各フレームで正しく検証するといったところが含まれている必要がある。
・ OpenID Foundation の Certification に関して、コンフォーマンスプロファイルというのがドキュメントとして公開しているので、参考になるだろう。
・ 最初から全部やるのは大変なので、実装としては優先順位としてどの方式から、どの辺から進めていくべきですかという話を考えている。ご意見をいただきたい。例えば、先に FIDO2 から対応するなど。
・ ブラウザで広く使っていただけるとすると、やはり FIDO2 だろう。ここでいう U2F は FIDO2 に完全に取り込まれたような形になっているので、U2F というのはここでは考えなくてもよいと思われる。
・ UAF の場合はモバイルで既に使われていて、これは利用可能だということから考える余地はあるだろう。

(2) 民間委託の取り纏め（案）確認

事務局により、資料 1-4 を用いて「事業概要及び調査検討の概要」についての説明が行われた。

・ ここで想定している民間サービスというのは何か。
・ どちらにしても役割としては IdP としての役割。
・ 受け入れるというのはあり得る。金融機関は考えやすい。本人確認しているし、アカウントを持っているし、日常使うところがある。それを政府が受け入れればそれでほぼ終わる。
・ 民間の IdP というと、一番候補になるのは Office365 とかで法人契約をしているサービスや Google だとか、G Suite とかが候補にはなるだろう。
・ 今回、スマホの利用ということを考えると、キャリアを IdP として利用するのは有り得ると考えている。OAuth だったり、OpenID connect のインターフェースは持っていて、法人向けに貸し出す端末は法人向け用の端末として一般のコンシューマとは別で払い出している。
・ そこは我々の言い方からいうと、金融機関系が使うのは犯罪収益防止法をベースのほうに行かれるのも有り得る。あとは、携帯は携帯不正利用防止法がある。
・ キャリアや銀行が候補になり得るというのは想定できると思うが、民間サービス業者になるためのインセンティブがあるかどうかが課題であろう。
・ 銀行を考えた場合、プライムに昇格させるのは、政府で Proof しないといけないのか。他人から Proof されればいいのかによって、その辺の条件が変わってくる。銀行のアカウントは限られた人しか持っていないかもしれないが、その人が Proof して他のプライムに昇格できるのであれば、別に範囲としては広がる。
・ 海外は政府がお金を払っている。北欧もそうである。利用料として。
・ それでビジネスになるなら民間も普通にやってくれる。しかし、それは単に業務委託である。お金を払わないといったら、難しいだろう。
・ 別の国では 1 件、幾らと言っていたが、それでは IdP 側は厳しい。
・ また、結局、人口が少なく、政府のトランザクションはたいしたことはなく、採算が取れなく、撤退する場合もある。そのため、年間幾らという固定費という考え方もあるだろう。

・ IdP 複数あったときで、どちらかやめたとかと言ったときの引き継ぎは考慮しているのか。
・ 昔、引き継ぎを考慮していて、1 社の撤退があった際には、移行期間を置いて引き継いだ。もう 1 社は、突然停止したため、そのときはエスクローを行使して 2 日か、3 日か使えない日があったが、カバーしたことがある。
・ 撤退の自由性が確保されていないところに、民間は参入してこないだろう。そういう意味で、昔からこの手のことをやるときには、政府もやっぱり提供すべきだと言っているのは、最後の引き受け手があるから利用できるという点はある。
・ アーキテクチャ的には、政府内の SP や RP が乱立することも想定して、各プロパティが独立にそれぞれの民間からの ID を受け入れるのではなく、1 回集約してそれから割り振った方がよい。
・ 今の法人共通認証基盤は、おそらくプロキシになり、そのまま残るという話かと考えている。
・ 結局、各プロパティがそれぞれのいろんな複数の IdP を受け入れ出すと統制が取れなくなる可能性がある。あるところが辞めた時に、例えばプロパティが 1,000 個あったときに、全部対応して回る必要がある。だから、プロパティに対しては外部 ID を直接提供するのではなく、外部 ID を内部 ID に変換したものを提供するという方がよい。
・ 必要なのは、まず法人の本人確認と、それから法人内の代表者の確認、代表者によって Delegate された人かどうかという確認の 3 ステップある。
・ 一番単純なのは、法人の代表者に対して X.509 を配布する。それで下の社員、担当者に対して電子署名を施して、それがあればこのアカウントが作れるという運用。そうすると、印鑑レスで法人の代表者が責任を持って、この人は担当ですと割と証拠性が高い形で実施できる。
・ 代表者は商業登記に基づく電子証明書を全員にフリーで持たせる。社員は公的個人認証のカードがある。それと紐付けをさせるということか。
・ そこまでしなくてもよく、社員は社員の申請に対して代表者が署名をしていれば、それを基にしてアカウントをプロビジョニングするという運用である。
・ 法人の実印の代わりに IC カードが配られてしまうようなイメージで、そうやって少しずつ電子化のほうに署名面も押していくというのはありではないかと考えている。
・ それは証明書を配るというよりは、社長の認証に基づいて処理が進むようにする仕組みを作るという話ではないか。
・ 電子署名を使う。社長の認証に基づいてだと証拠性が低いのではないか。
・ 裁判に提出するときに認証だとログでという話になるのが、電子署名の付いた申請書になっていると、そのまま受け取っている。
・ それと同じことを FIDO Token の中で突き通せるかどうか。政府側のアカウント発行サービスに対して、まず社長が FIDO Token を持って認証してログインして、今度は総務部の部長の FIDO Token はこれですと指定して許すようにする。Delegation は、どのようなイメージになるのか。
・ FIDO というか、フェデレーションレベルで Delegation プロトコルを実装しないといけないだろう。
・ 属性証明を発行してしまえばよい。
・ ID トークンの中に入ってくる Attribute としては可能である。
・ 今の代表と従業員とのグルーピングみたいな点については、IdP 事業者としても課題はある

と考える。

- RP が管理連携を導入するにあたっての仕組みだと、1 デベロッパーが 1 アカウントを取って、様々に申請してもらうような形になっている。本当はデベロッパーも 1 人ではなく、クライアント ID の管理だったり、クライアント・シークレットの管理というのを複数のデベロッパーや事業責任者が管轄すべきだが、なかなかそれが仕組みとして用意できていなかったりする。
- 一方で Google とか、Facebook では、そういったマッピングみたいなものを持っていて、1 アカウント権限付与したら Admin みたいな権限になっていて、Admin が他の Facebook のアカウントだったり、Google のアカウントを持っているメンバーに対して権限を委譲するような仕組みを提供している。
- 先程、話があったが申請ベースで代表者の方が権限付与しているみたいなところが多分、うまく回せているかと考えている。
- 今回の法人認証基盤では横のつながりや ID アカウント同士のグルーピングについては検討しているのか。
- 1 つの法人の中、法人 ID というのも別途あるのか。
- 法人番号がキーになっていて、そこにぶら下がっているイメージなのか。
- 外部委任というか、法人アカウントと違う会社の法人アカウントの中では委任関係というのを明示的に結べる。そのときには、個別の電子申請用の API を通じてデータとして持っている。それは全く認証とは関係ない世界で実装している。
- 社員の管理については、今は代表者が全ての権限を渡せるような感じになっている。現在、個別のメンバーの一人一人に税務用、社会保障用とか、電子申請の RP を限定したいという話があり、検討中である。
- 法人番号は属性として持っているということは、1 つの法人番号に対して複数の gBiz プライムを作ることが可能か。
- はい。そもそも代表者が複数設定されている場合がある。
- 例えば退職者のケースで、今使っているプライムは新しい方だから、古い方のプライムに紐付いていたメンバーから消す必要があるが、それが落ちていたということがあると思うが。
- 要するに、企業側が今、自分たちは幾つのプライムを持っているかを認識していないと、正しく管理ができないかと考えている。
- 代表者が複数いるのはわかるが、プライムを作っている代表者が何人いるかというのが分からないと、例えばある業者が実は自分はプライムの管理担当だとなって、他の代表者が勝手にプライムを作ったときに、それは整合性がなくなるのではないかと考えている。
- 紙ベースでも電子ベースでもよいので、プライムが他のプライムは何個あるか確認できる方法は必要だと考えている。
- 理想はきっと法人登記簿が変わったら、その段階で消すということであろう。
- それは今後の登記事項証明書のデータ連携がどこまでどう進むかによるので、変わったのは分かるかと思う。
- 最後のライフサイクルマネジメントとか、執行とか、そういう煩わしい話というのを全部、民間サービスに寄せてしまえるのであれば、その負荷は削減できる。
- 民間の側で Directory サービスの運用はちゃんと規定で縛る。
- その場合は、政府としては一筆取っておく必要がある。極端な話、パスワードで運用していて、それが原因で何か起きても提供者と利用者にも責任があることを明記する方法もある。そのようにすれば政府 RP、IdP 側の負荷は劇的に下がる。

５．閉会

以上